

第2期 水巻町環境基本計画 (中間見直し計画)



令和8年3月

水 巻 町

目 次

第1章 計画の基本的考え方	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置づけ、計画の期間	3
3. 環境のとらえ方と範囲	4
4. 計画の主体と役割	5
第2章 目指す環境像	8
1. 計画策定の背景	8
2. 目指す環境像	20
3. 施策の体系	22
第3章 施策の展開	26
第4章 重点プロジェクト	50
1. 食品ロス対策の推進	51
2. 脱炭素化の推進	53
3. 環境教育の推進	56
第5章 計画の進行管理	58
1. 計画の推進体制	58
2. 進行管理	60
資料編	64
1. 策定の経緯	64
2. 水巻町環境審議会委員名簿	64
3. 水巻町環境審議会条例	65
4. 用語解説	67
5. 住民WEBアンケート調査の概要	71

第1章

計画の基本的考え方

第 1 章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の目的

近年、水巻町では、農地の宅地化が進んでおり、自然環境や生活環境の保全には、町全体をあげての意識啓発や取組が重要となります。加えて、私たちの暮らしを、便利さや物の豊かさを優先する生活様式から、地球にやさしい生活様式へ変えていく必要があります、そのためには、すべての資源を有効に活かす資源循環型社会へ転換していかなければなりません。

一方、広域に目を向けると、地球温暖化の進展に伴う影響ではないかと懸念される異常気象などの各種事象が顕在化するようになってきました。地球温暖化の進行は私たちの日常生活や日々の事業活動によって排出される二酸化炭素などの温室効果ガスに起因するため、住民（行政・事業者等を含む）一人ひとりが環境を保全する視点に立って行動することが求められています。同時に、地球温暖化を不可逆の事象として受け止めて、現時点で現れている変化やこれから起こり得る環境変化に備えて、適応してくための準備が必要になります。

本来、地域の環境は、私たちの生命や生活を支え、食糧の供給、自然的・文化的資源の活用などを通じて経済効果を生み出す重要な資源です。2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中でも、環境資源の保全と活用のバランスを取りながら、経済活動の発展、社会の向上を統合的に実現するための持続可能な社会づくりに関する目標が SDGs として示されました。

2024年に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、『環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会の構築』が目標に掲げられています。また、気候変動、生物多様性の損失や環境汚染など、現在進行形の環境危機に対応するためには、2030年頃までを「勝負の10年」として、この間に行う対策がこれから数千年先まで影響を持つ可能性が高いことが示されています。さらに、気候変動に対する適応策の推進、生物多様性の保全、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減などに対応するため、新たな法律の制定や計画の策定が行われています。

本町では、良好な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成23年3月に「水巻町環境基本計画（第1期計画）」を策定し、平成28年3月の中間見直しを行いました。令和3年3月には「第2期水巻町環境基本計画」を策定し、目指す環境像である「みんなで育む 明るく居心地のいい町 みずまき」を実現することを目的として、多くの施策に取り組んできましたが、本町を取り巻く社会情勢の変化や新たな環境課題に柔軟かつ適切に対応するため、第2期計画の見直しを行います。

2. 計画の位置づけ、計画の期間

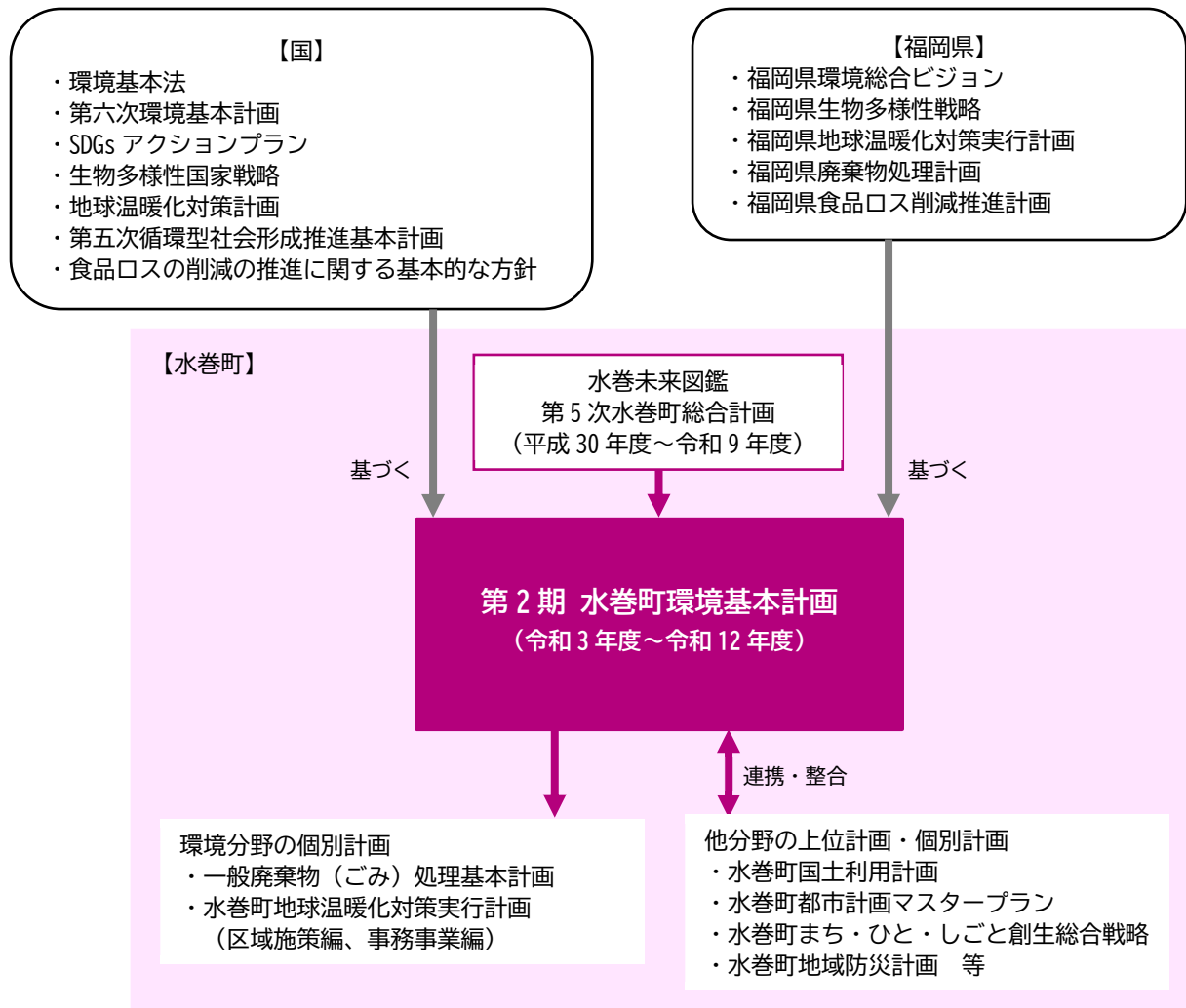
本計画は、第5次水巻町総合計画【水巻未来図鑑】（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）の10年後の理想像である「水巻いいね」を環境面から実現するための環境行政の最上位計画に位置付けられます。

また、国や福岡県の関連法・関連条例や関連計画と連携するとともに、住民・事業者・行政等の各主体の協力のもと、本町の環境に関する事業や施策を推進するための基本となる計画です。

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。計画に位置づけられる施策・取組については、毎年点検・評価を行い、令和7（2025）年度に中間見直しを行いました。

なお、社会経済状況や環境問題に関する大きな変化が生じた場合には、期間中であっても改定を行うこととします。

◆計画の位置づけ

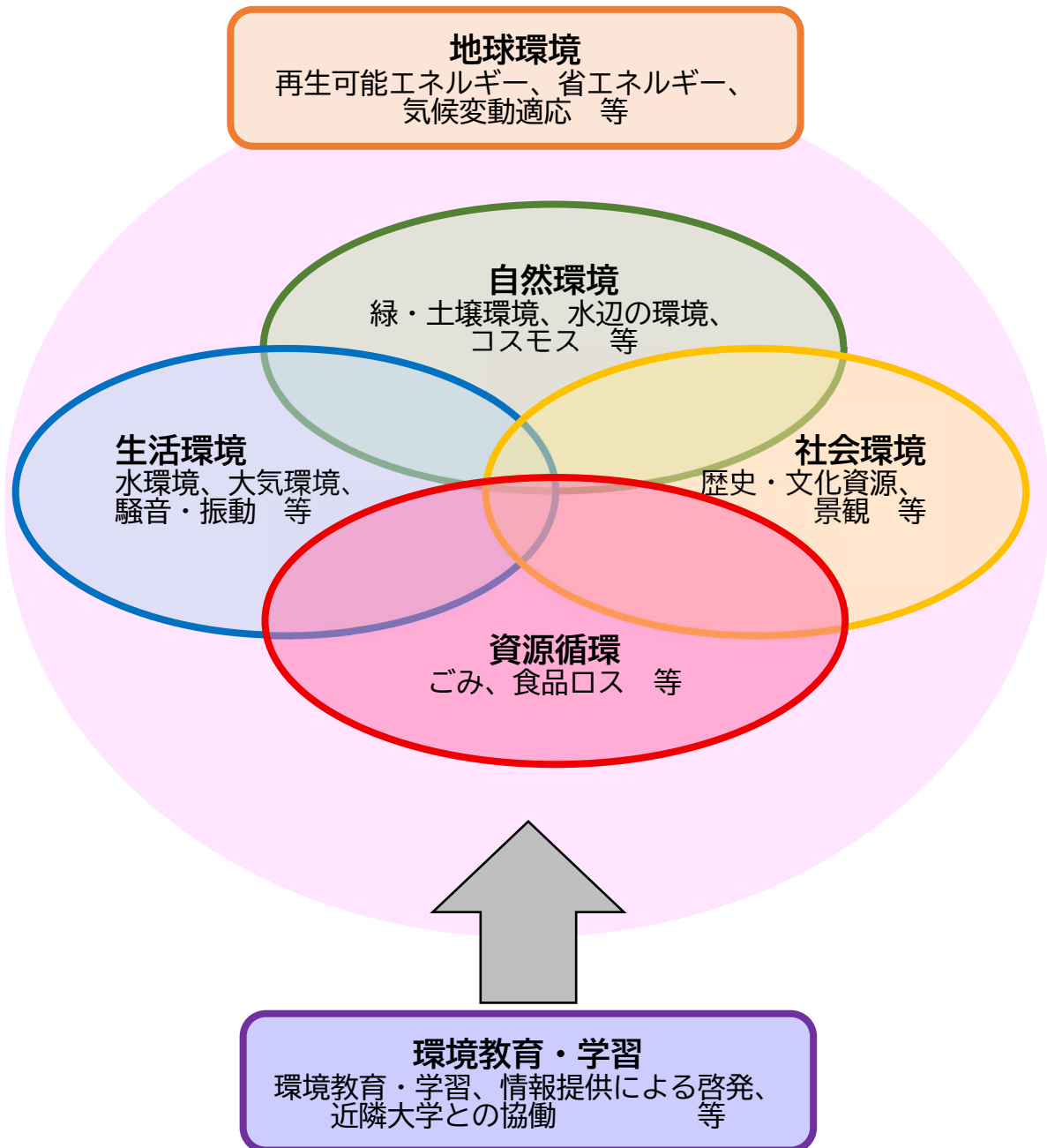


3. 環境のとらえ方と範囲

本計画の対象地域は、本町全域とします。ただし、河川等のように流域としてとらえる必要がある場合やその他広域的な取組が必要な場合については、国や福岡県及び近隣の自治体と協力し、取組を進めます。

本計画の環境の範囲は、以下のとおりです。

◆本計画における環境の範囲



4. 計画の主体と役割

本計画の主体は、行政、住民、事業者とします。

目指す環境像を実現していくために、行政、住民、事業者がそれぞれの役割を果たし、計画を推進します。

■行政の役割

町は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、率先して自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に努め、住民、事業者、NPO等団体や近隣大学と緊密に連携し、環境保全活動に対しては多方面からの協働と支援を行います。また、広域的な取組を必要とする施策については、北九州連携中枢都市圏の近隣自治体、県、国との連携・協力体制の構築に努めます。

■住民の役割

住民は、日常生活が環境へ負荷を与えていることを認識し、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全と創造に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動への参加に努めます。

■事業者の役割

事業者は、事業活動が環境へ負荷を与えていることを認識し、公害の未然防止、自然環境の保全、環境への負荷の低減など自主的な取組に努めるとともに、町が実施する環境の保全と創出に関する施策への協力をはじめ、地域環境との共生の主体として、地域における環境保全活動への貢献に努めます。



第2章

目指す環境像

第 2 章 目指す環境像

1. 計画策定の背景

(1) 国内外の動向

① 国際的な動向

少子高齢化が大きな問題となっている日本では見落とされがちですが、世界の人口は急激な増加を見せており、2025 年現在、82 億人を突破し、2050 年には 98 億人に達すると予測されています。人間活動に伴う地球環境への負荷はますます増大し、地球温暖化による気候変動リスクの顕在化や生物多様性の損失、プラスチックによる海洋汚染など、人類の生存基盤である地球環境は存続の危機に瀕していることがさまざまな研究・報告により公にされてきました。

このような中、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015 年 9 月の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。2030 アジェンダは先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示されました。SDGs では「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、水・衛生などの環境課題、持続可能な都市づくりなどの社会的課題、経済成長の確保などの経済的課題など、広範な課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

地球温暖化問題については、2015 年、フランス・パリにおいて気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) が行われ、「パリ協定」が採択されました。協定では今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ (人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること) を目指しており、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点となりました。

また近年、海洋汚染の観点からプラスチックごみの処理に関する問題が G7、G20 などの首脳会議、国連環境総会、バーゼル条約締約国会議等の場で議論されており、リサイクルに適さない汚れたプラスチックごみの輸出が規制されるなど、プラスチックの 3R の推進、不必要な使用の特定・削減等に関する国際的な合意が図られています。

② 国の動向

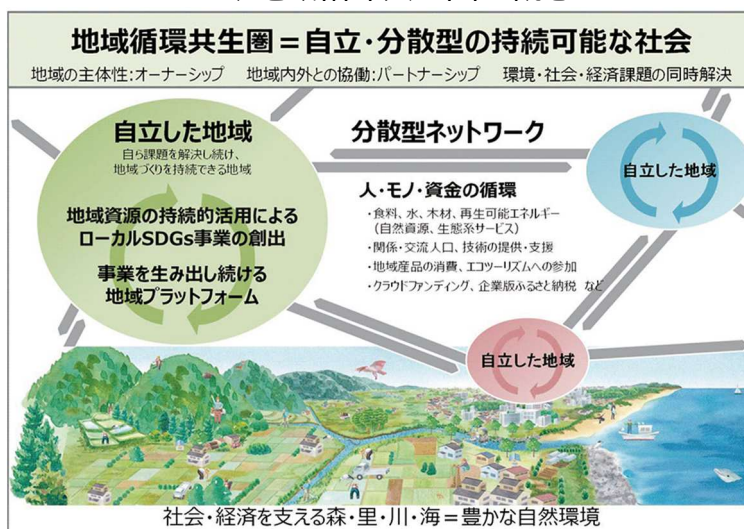
日本では世界の動向とは逆に、人口減少時代に突入し、かつて経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しています。人口減少が進行する中で東京、名古屋、大阪を中心とする三大都市圏へは人口の集中が加速し、逆に人口規模の小さい市区町村ほど人口減少率が高くなる傾向にあります。都市への人口集中により、地方の過疎化や地場産業の衰退が進み、多様な文化が失われ、地域の環境保全の担い手が不足するといったことが大きな課題となっています。

このような中、国は2024年5月に第六次環境基本計画を策定しました。この計画では現在地球は「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」の3つの環境危機に直面しており、人類の活動が地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超過しつつあるとして、目指すべき持続可能な社会の姿を、『環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築』としています。

その他環境に関する取組として、次のような法律の施行、関連計画が定められています。中でも新たに注目されるものに、“食品ロスの削減”があります。世界的には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ大量の食糧を輸入し、輸入食品に依存している日本で大量に食品が廃棄されている現状を振り返って、国として真摯に取り組むべき課題であることが宣言されました。

また今後は、持続可能で自立分散型の強靱な経済社会づくりに向けて、これまでの環境行政の取組や知見を活かしつつ、取組を進めていくことが期待されます。

◆地域循環共生圏の概念



出典：令和7年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）

・SDGs 推進に向けた取組：

SDGs アクションプラン 2023（2023年3月）

・脱炭素社会に向けた取組

地球温暖化対策計画（2025年2月）

・循環型社会に向けた取組

第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月）

・自然共生社会に向けた取組

生物多様性国家戦略 2023-2030（2023年3月）

・食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（2025年3月変更）

③ 福岡県の動向

福岡県では、2022年3月に環境に関する施策の基本的な方向性を示した「第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）」が策定され、この計画を基本に環境行政を総合的・計画的に推進しています。

計画では、前計画に引き続いて7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿、施策の方向等を示しています。

◆第五次福岡県環境総合基本計画の構成

1 経済・社会のグリーン化（柱1）－技術・システム・ライフスタイルのイノベーション－

- ① 経済・社会のグリーン化の推進
- ② グリーンイノベーションの推進

2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（柱2） －多様な主体による環境啓発活動や環境教育－

- ① 地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ② 環境を考えて行動する人づくりの推進

3 脱炭素社会への移行（柱3）－地球温暖化防止と気候変動への適応－

- ① 温室効果ガスの排出削減（緩和策）
- ② 温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）
- ③ 気候変動の影響への適応（適応策）

4 循環型社会の推進（柱4）－資源の効率的活用と廃棄物の適正処理－

- ① 限りある資源の効率的な利用
- ② 資源循環利用の推進
- ③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

5 自然共生社会の推進（柱5）－生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－

- ① 生物多様性の保全と自然再生の推進
- ② 生物多様性の持続可能な利用

6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成（柱6）－心地よい空気・水・土・居住環境の保全－

- ① 統合的な対策
- ② 大気環境の保全
- ③ 水環境の保全
- ④ 土壌環境の保全
- ⑤ 化学物質等による環境・健康影響対策
- ⑥ その他の生活環境の保全

7 国際環境協力の推進（柱7）－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－

- ① 環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ② 民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進

資料：第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）

(2) 水巻町の概況

① 沿革

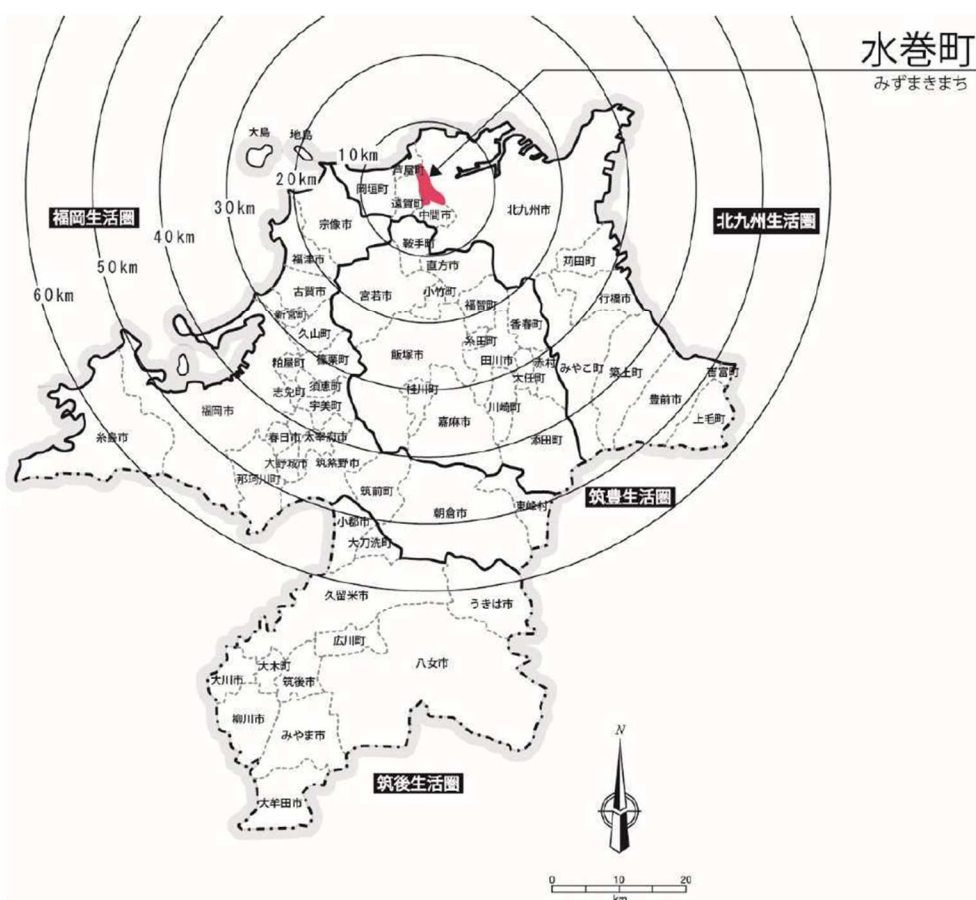
本町は、明治に入り石炭鉱脈の発掘と国の富国強兵策の下で、石炭産業の町として栄えました。明治 22 年の町村制施行に際し、立屋敷・伊左座・二・下二・吉田・頃末・杵・古賀・猪熊の 9 村が合併して水巻村になり、石炭産業隆盛とともに人口も急増、昭和 15 年に町制を施行し「水巻町」が誕生しました。

しかし、昭和 30 年代から始まるエネルギーの変換により、昭和 46 年石炭産業の終えんを迎え、町勢は一時衰退しましたが、炭鉱跡地の再開発と合わせて、積極的に住宅政策を進め、北九州都市圏のベッドタウンとして発展しています。

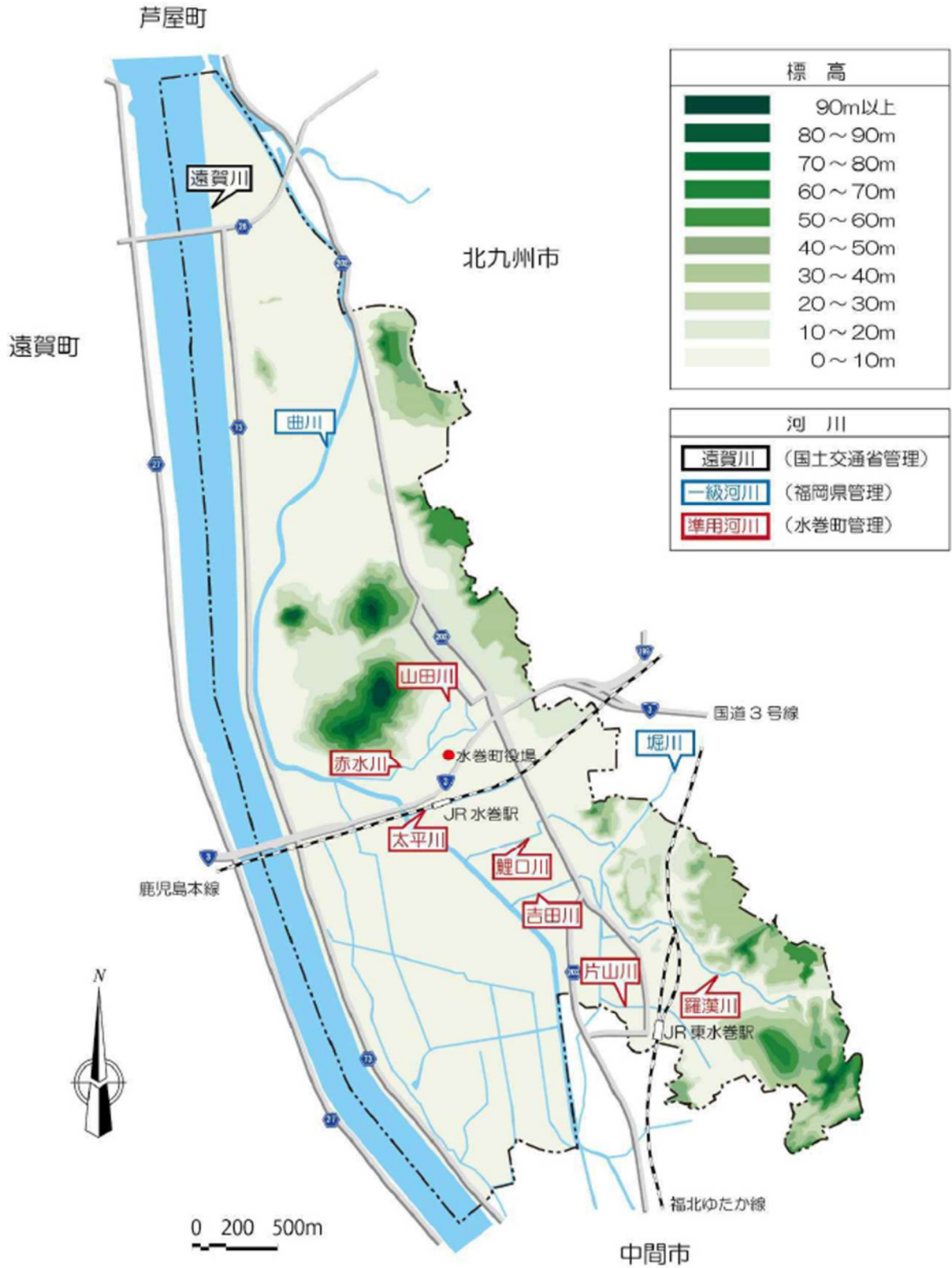
② 位置と地勢

本町は福岡県の北部（北緯 33° 51'、東経 130° 41'）に位置し、面積は 11.01km²で、東は北九州市に隣接し、西は遠賀川に挟まれた南北に細長い町です。地勢は、全体的に平坦で低湿な沖積地で、平野の中央を曲川が流れています。町の中央部には標高 100m 程度の小高い丘陵地（豊前坊山、多賀山、明神ヶ辻山）があり、河川空間と合わせ本町のシンボルとして独特の自然景観を形成しています。

◆水巻町の位置



◆水巻町の地形と水系



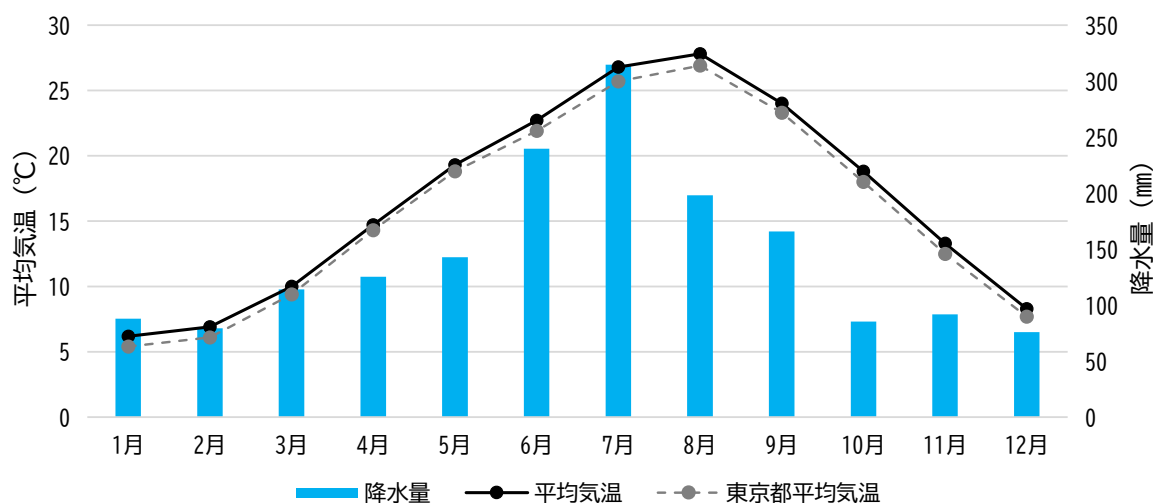
③ 気象

本町に最も近い福岡管区気象台八幡アメダス観測所の気象データをみると、平年値（1991年～2020年の30年間の平均値）は降水量が1,720.5mm、平均気温が16.6℃となっており、平均気温は東京とほぼ同程度となっています。

冬季には北西の季節風で日本海から流れてくる雲の影響を受けやすい地域ですが、山陰や北陸地方などとは少し異なり、日照時間が少ないだけでなく降水量も少ない傾向にあります。

年間を通じて温暖で、冬季には北西の季節風の影響により曇天の日が多い気候です

◆八幡アメダス観測所 平年値（1991年～2020年の平均値）



◆八幡アメダス観測所 平年値（1991年～2020年の平均値）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量 (mm)	87.9	79.2	114.2	125.4	142.9	239.5	314.6	198.1	165.9	85.2	91.8	75.9	1,720.5
平均気温 (°C)	6.2	6.9	10.0	14.7	19.3	22.7	26.8	17.8	24.0	18.8	13.3	8.3	16.6
日最高気温 (°C)	9.8	10.9	14.4	19.6	24.2	27.0	30.7	31.9	28.1	23.2	17.7	12.2	20.8
日最低気温 (°C)	2.8	3.2	5.9	10.2	14.9	19.3	23.7	24.6	20.6	14.8	9.3	4.7	12.8

◆東京アメダス観測所 平年値（1991年～2020年の平均値）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量 (mm)	59.7	56.5	116.0	133.7	139.7	167.8	156.2	154.7	224.9	234.8	96.3	57.9	1,598.2
平均気温 (°C)	5.4	6.1	9.4	14.3	18.8	21.9	25.7	26.9	23.3	18.0	12.5	7.7	15.8
日最高気温 (°C)	9.8	10.9	14.2	19.4	23.6	26.1	29.9	31.3	27.5	22.0	16.7	12.0	20.3
日最低気温 (°C)	1.2	2.1	5.0	9.8	14.6	18.5	22.4	23.5	20.3	14.8	8.8	3.8	12.1

資料：気象庁ホームページ 過去の気象データ

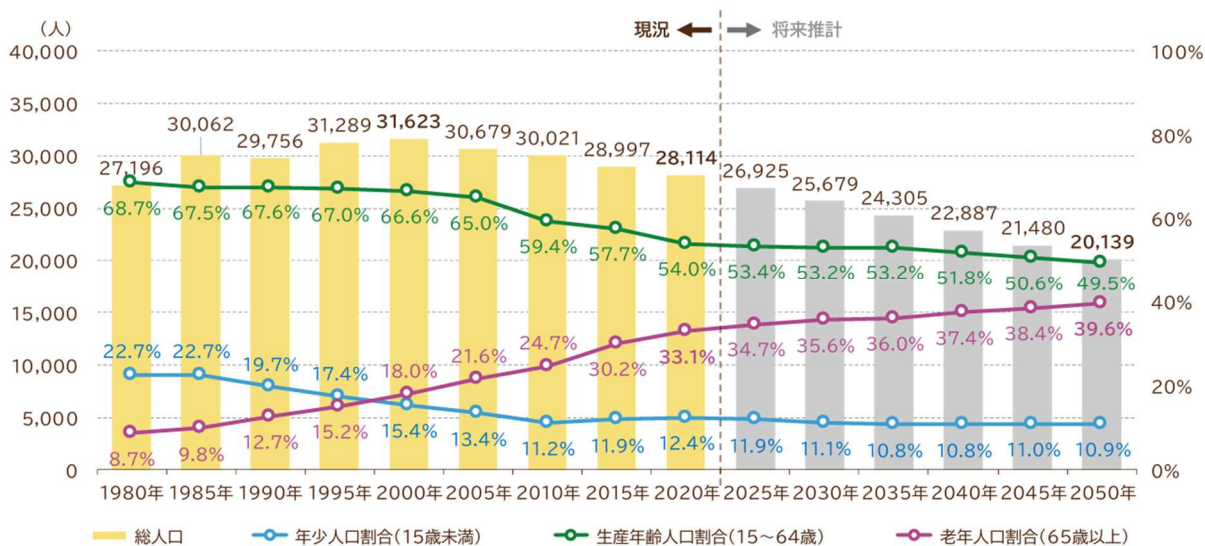
④ 人口

水巻町の総人口は2000年の31,623人をピークに、減少傾向が続いており2020年は28,114人と、この20年で約11%減少しており、今後も減少し続ける推計となっています。また、2000年には年少人口（0～14歳）割合と老年人口（65歳以上）割合が逆転し、1980年と2020年を比較すると老年人口割合は約3.8倍になるなど、急激に少子高齢化が進行しています。

社会増減数、自然増減数が人口増減に与える影響をみると、社会増減の影響が大きくなっています。2021～2023年は子育て世帯の転入者が多く増えており、社会増減はプラスを達成しました。

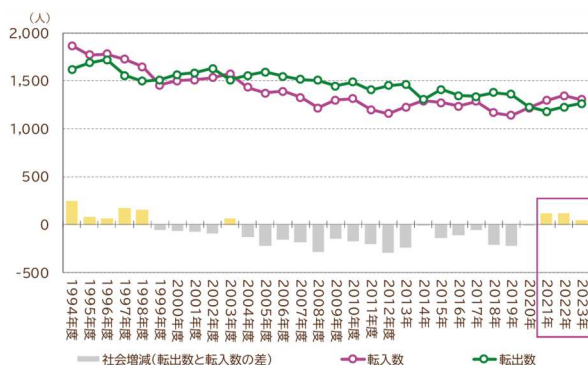
少子高齢化の進行により、2050年には2020年より人口が約30%減少する予定です

◆水巻町の人口推移



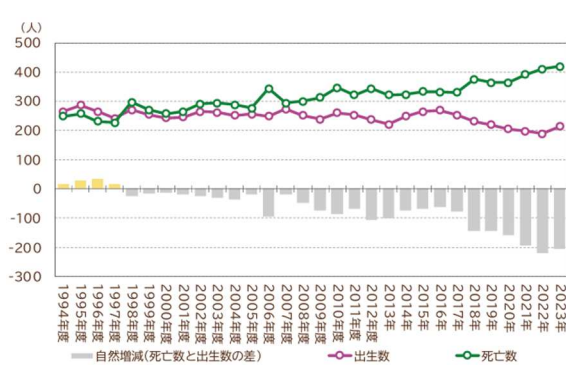
出典：第3期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略

◆水巻町の水巻町の社会増減の推移



出典：第3期水巻町まち・ひと・しごと創生総合戦略

◆水巻町の自然増減の推移

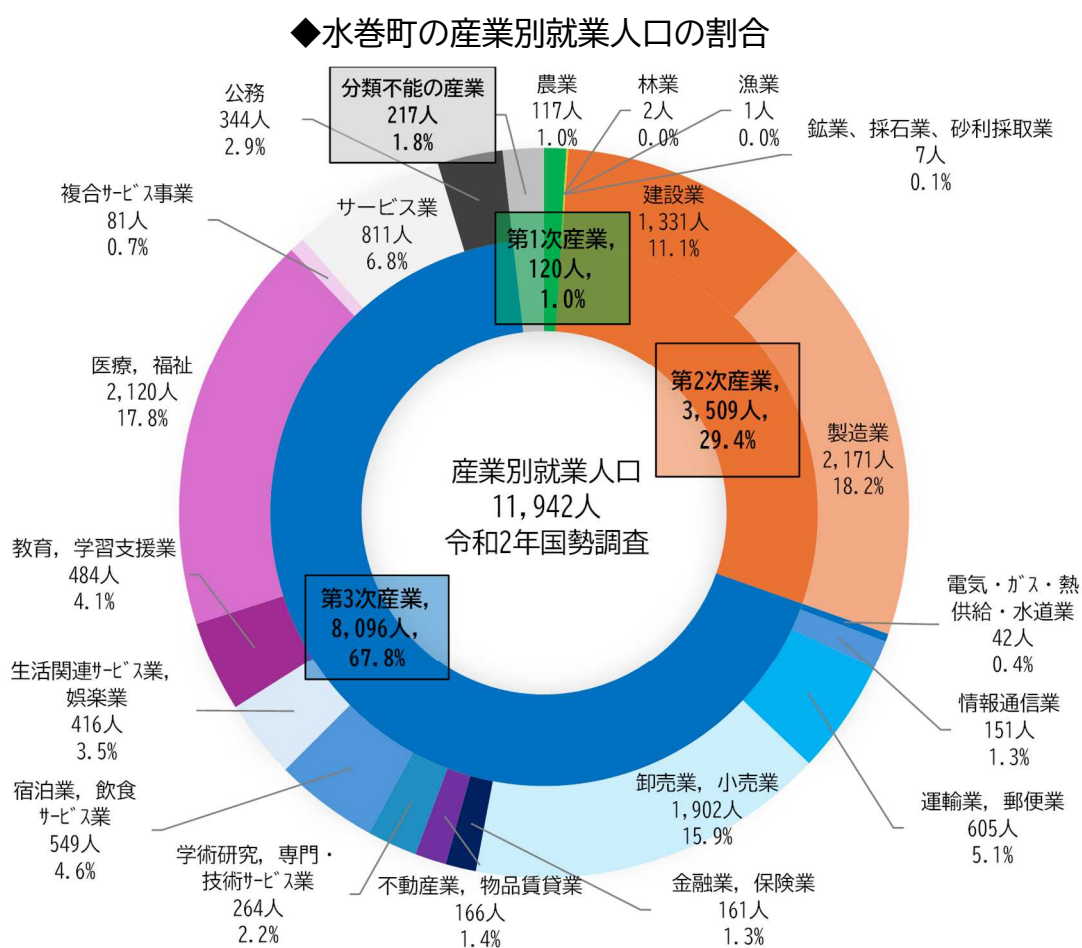


⑤ 産業

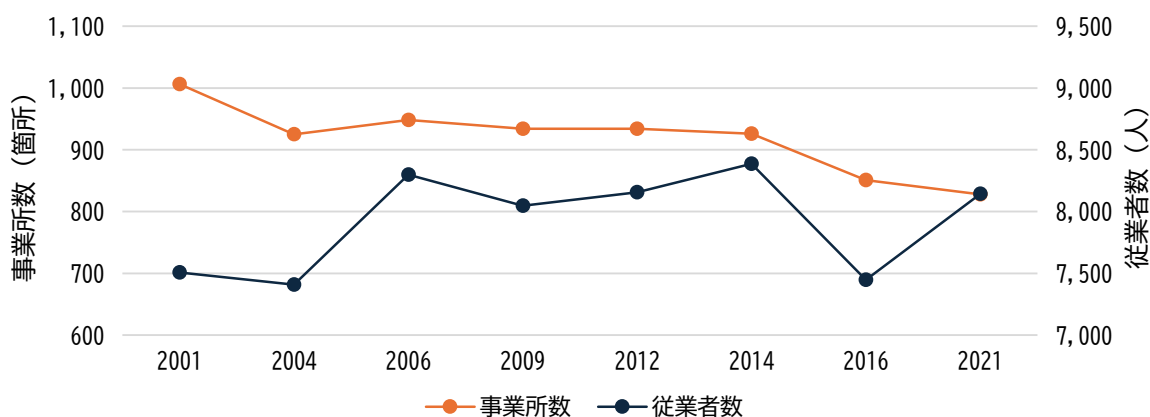
令和2年の国勢調査による本町の就業人口は11,942人となっています。構成比は第3次産業が67.8%で最も多く、第2次産業が29.4%、第1次産業が1.0%を占めています。

また、本町の事業所数は2004年～2014年にかけて横ばいで推移した後、近年は減少傾向にあり2021年には828か所となっています。従業者数は2016年に大きく減少したものの2021年は8,144人であり、2012年と同程度となっています。

就業者数、事業所数は長期的に減少傾向にあり、産業が停滞傾向にあります



資料：令和2年国勢調査



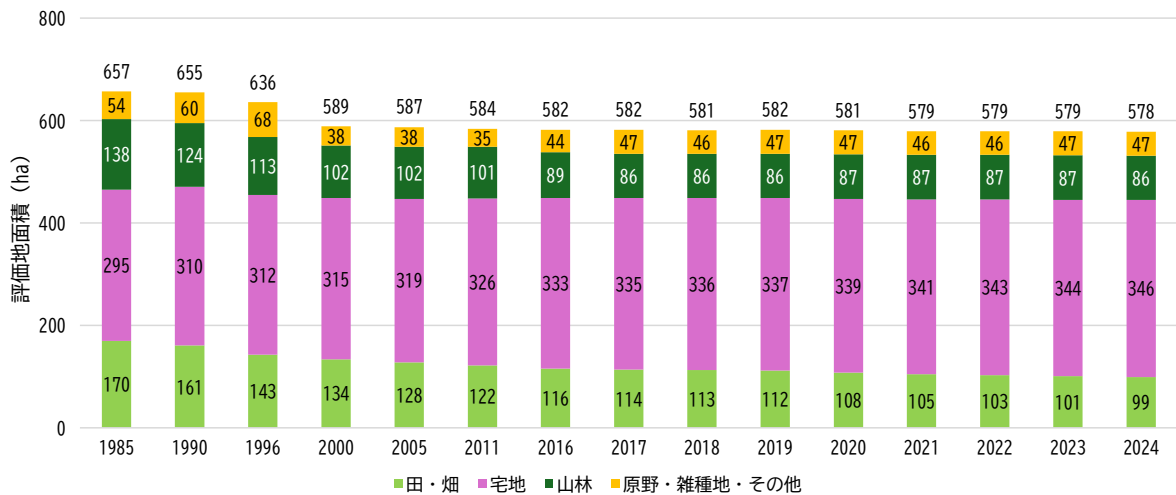
資料：水巻町ホームページ（産業別事業所数・従業者数）

⑥ 土地利用

町の土地利用の推移をみると、山林と田・畑は経年的に減少傾向、宅地は経年的に増加傾向にあります。2024年の土地利用面積は、宅地が最も多く60%、次いで田・畑が17%を占めています。

山林、田・畑の宅地化が進んでおり、自然環境の保全や調和に配慮した土地利用が求められます

◆水巻町の土地利用の推移

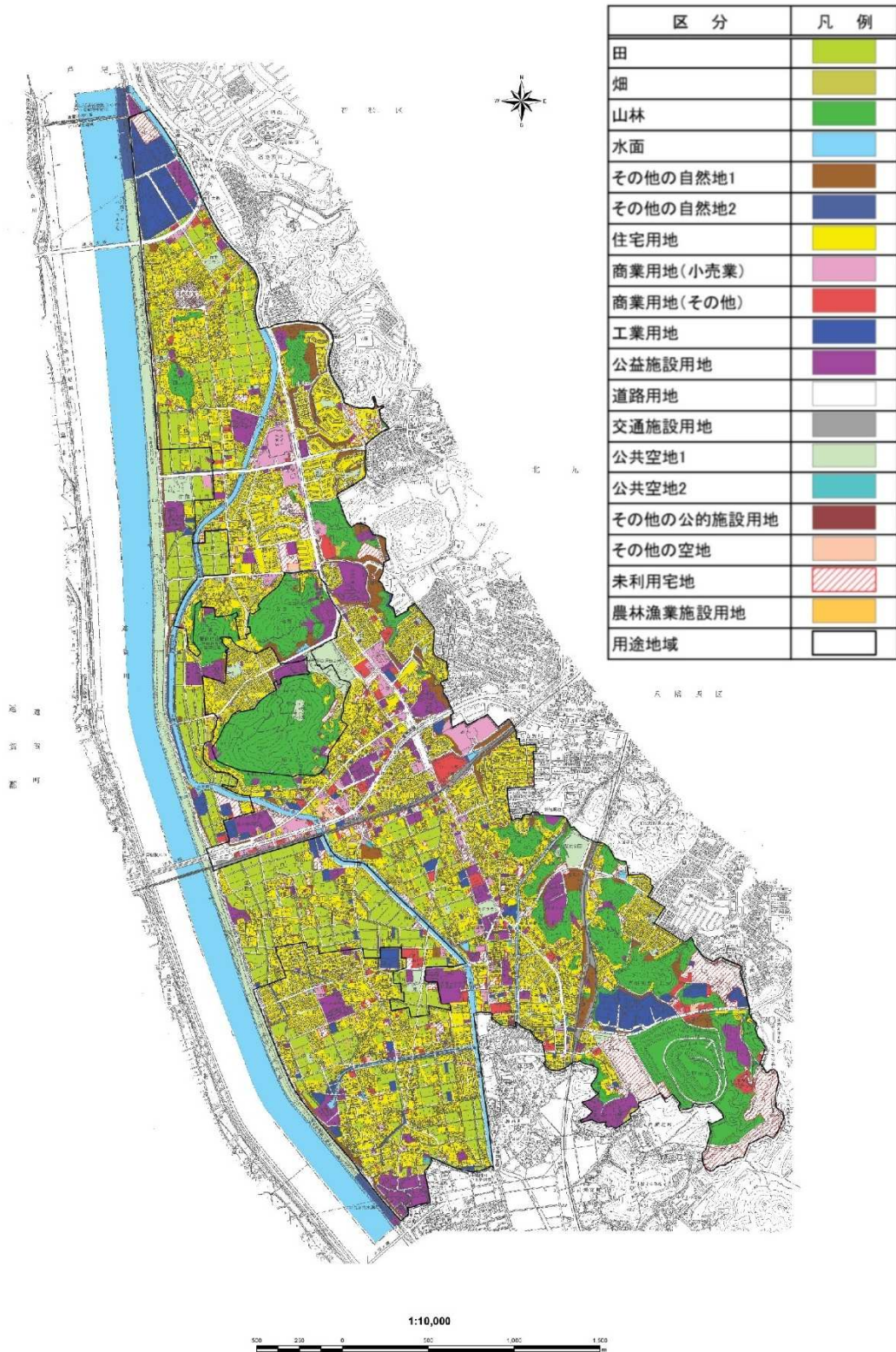


資料：水巻町ホームページ（水巻町統計資料「知るえっと」）



明神ヶ辻山自然公園

◆水巻町の土地利用現況図



資料：平成 27 年度都市計画基礎調査

(3) 第2期計画の中間評価

第2期計画では、事業・施策の効果の状況を確認するための“成果指標”と、事業・施策の進捗を確認するための“進捗指標”の2種類を設定しています。

それぞれ2030年度の目標値を設定していますが、中間評価を行うため、進捗状況を整理しました。

① 成果指標

成果指標のうち、満足度を把握するため、WEBアンケートを実施しました。また、エネルギー消費量については、「第3期水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定にあたり、再算定を行っています。

◆成果指標の一覧

環境の範囲	成果指標	基準値 (基準年度)	中間値 (中間年度)	目標値 (目標年度)
生活環境	「川や池等の水環境の充実について」の満足度	23% (2020年度)	46.2% (2025年度)	33% (2030年度)
	「空気のきれいさについて」の満足度	33% (2020年度)	66.3% (2025年度)	43% (2030年度)
	「周辺の静けさについて」の満足度	38% (2020年度)	57.4% (2025年度)	48% (2030年度)
	「ごみ処理やりサイクルのしやすさについて」の満足度	28% (2020年度)	58.2% (2025年度)	38% (2030年度)
自然環境	「まちの緑や自然について」の満足度	28% (2020年度)	67.9% (2025年度)	38% (2030年度)
社会環境	「歴史や伝統に関するまちの雰囲気について」の満足度	14% (2020年度)	54.2% (2025年度)	24% (2030年度)
	「まちの景観について」の満足度	16% (2020年度)	51.8% (2025年度)	26% (2030年度)
	「住民の環境に関するモラル（道徳）について」の満足度	15% (2020年度)	38.6% (2025年度)	25% (2030年度)
地球環境	水巻町役場施設のエネルギー消費量	23,024GJ (2014年度)	20,961GJ (2024年度)	19,735GJ (2025年度)
環境教育・学習	「環境教育・学習の推進について」の満足度	21% (2020年度)	40.2% (2025年度)	31% (2030年度)

注1) 満足度の値は、住民アンケート調査で【かなり満足・やや満足・どちらともいえない・やや不満・かなり不満・無回答】の中から、【かなり満足・やや満足】を選択した人の割合を示します。

注2) 満足度の中間値は、WEBアンケートのみの回答数です。

注3) 水巻町役場施設のエネルギー消費量は、「第3期水巻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と整合を図っています。

② 進捗指標

進捗指標についても、おおむね目標は達成しています。なお、自然環境分野の出前講座プログラムの作成及び地球環境分野の周知を一部実施していないため、「-」としています。

◆進捗指標の一覧

環境の範囲	進捗指標	2024年値 (評価)	目標 (目標年度)
生活環境	下水道の概成下水道処理人口普及率	97.4%(○)	95%以上(2025年度)
	水洗化人口	91.7%(△)	95%以上(2025年度)
	4Rの啓発	1回(○)	年1回以上の周知
	リサイクルたい肥再生、食品ロス教育	2回(○)	年1回以上の事業実施
	資源ごみ集団回収の啓発	2回(○)	年2回以上の周知
	出前講座の周知啓発・利用促進	3回(○)	年1回以上の周知
自然環境	資材配布や花苗贈呈等の緑化支援	1回(○)	年1回事業実施
	緑の募金事業による花苗配布	1回(○)	年1回事業実施
	コスモス栽培	1回(○)	年1回事業実施
	コスモスの状況を動画化し広報活動に使用	1作品(○)	1作品制作
	生物調査実施、重点保全地域設定、啓発等	1回(○)	年1回以上の周知
	生物調査結果を用いた出前講座プログラム作成	- (×)	1プログラム作成
社会環境	炭鉱就労者の像の修復	100%(○)	修復完了(100%)
	花苗贈呈事業の実施	1回(○)	年1回事業実施
	保育所の緑化推進、雨水利用タンクの設置	1回(○)	年1回事業実施
	花苗の植栽、グリーンカーテン事業の実施、樹木管理等	1回(○)	年1回事業実施
	空家バンク登録件数	年4件 計40件(○)	20件(2024年度)
	老朽家屋解体補助金の交付件数	年4件 計38件(○)	20件(2024年度)
地球環境	地球温暖化対策に関する情報収集、広報による周知	1回(○)	年1回以上の周知
	職員への省エネ啓発、住民向けの広報による周知	- (×)	年1回以上の周知
	職員への通勤方法の省エネ化推奨施策を実施	- (×)	年1回以上の 庁内掲示板掲載
	地球温暖化対策に関する情報収集、導入補助について研究・情報発信	- (×)	住民・事業所向け 各年1回以上の周知
環境教育・学習	リレーセンター等の施設見学の実施	1回(○)	年1回以上の実施
	子どもたちへの環境教育支援	5校(○)	年1回環境教育 5校実施
	講座開催時の日時、募集方法の工夫、託児サービスの導入。出前講座の活用	2回(○)	講座年2回実施
	近隣大学の学生と取組を実施	2回(○)	1事業実施
	広報の環境コーナーでの継続的な環境情報の周知	12回(○)	年12回広報掲載
	年3回の環境美化の日、町内一斉清掃を継続的に実施	3回(○)	年3回の 環境美化の日実施

注) 評価の記号は、以下の通りとします。

○：目標を達成、△：目標に近づいているが達成していない、×：目標を達成していない

2. 目指す環境像

(1) 第1期計画での目指す環境の姿

第1期計画では、目指す環境像を「協働で進めて、みんなで伝える 水巻の環境」と定め、様々な施策に取り組んできました。

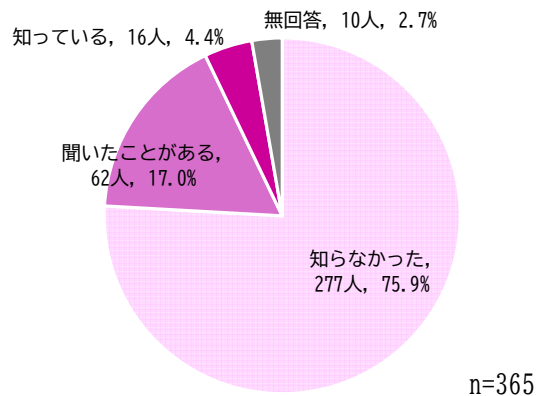
この環境像は、本町の環境と未来に優しく、住民みんなが安全で安心して、快適に生活できる、きれいなまちを創っていく活動を通じて、現在だけでなく次世代の子どもたちや地球環境にまで配慮した取組を実践していこうとする決意表明でもありました。

一方で、令和2年度に実施した住民アンケート調査によると、第1期計画で定めた環境像の認知度は低く、表現が漠然としていて人の記憶に残りにくいフレーズとなっていることが懸念されました。

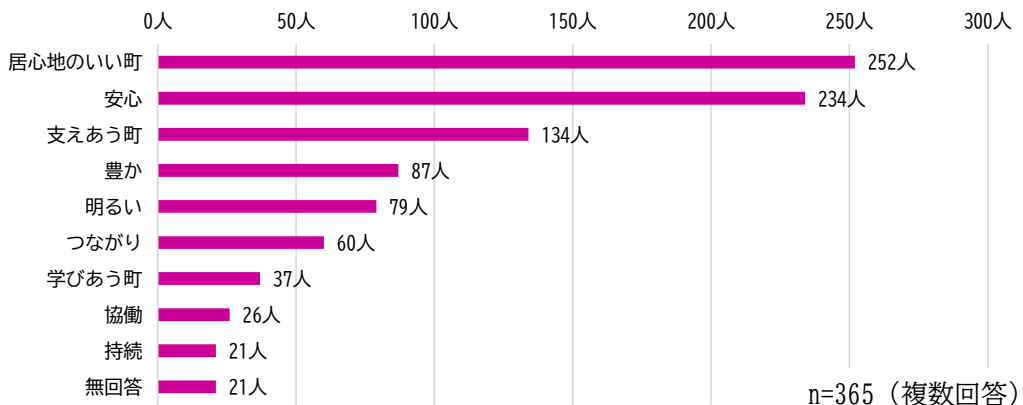
そこで、これまでの計画の目指す環境像の方向性はそのままに、水巻の将来の環境をイメージするのにふさわしい言葉をキーワードとして盛り込むことで第2期計画の目指す環境像の検討を行いました。

■第1期計画での目指す環境像についての令和2年度住民アンケート結果

Q. 第1期計画の目指す環境像をご存知ですか？



Q. 水巻町が将来目指すべき環境イメージを表現するための言葉として相応しいものは何ですか？



資料：令和2年度水巻町住民アンケート調査

(2) 第2期計画における目指す環境の姿

第1期計画では、先述のとおり「協働を進めて、みんなで伝える 水巻の環境」を、目指す環境像として、10年間水巻町環境行政の礎としてきました。

令和3年度からの第2期計画を策定するにあたり実施した住民アンケートの中で、新しい環境像の元となる言葉を選定してもらう設問を設けましたが、そこで最も支持を集めたのが「居心地のいい町」という言葉でした。この言葉は、水巻未来図鑑（第5次水巻町総合計画）の、5つの「になる宣言」のうちのひとつ、「居心地のいい町になる」と同じです。

水巻未来図鑑が目指している「居心地のいい町になる」という目標を、「環境」という分野から達成するために、この言葉を中心に据え、第1期計画の環境像から「みんな」という言葉も引き継ぎ、新しい水巻町の環境像を「みんなで育む 明るく居心地のいい町 みずまき」に決めました。

もちろん、第1期計画のテーマでもあった「協働を進める」「伝える」ということも、第2期計画の施策の中には引き継いでいます。

中間見直し後も、この環境像を目指して、水巻町の住民・事業所・役場等、水巻町に関わる「みんな」で「明るく居心地のいい町」を作っていきましょう。

目指す環境の姿

みんなで育む

明るく居心地のいい町 みずまき

3. 施策の体系

(1) SDGs と水巻町環境基本計画

SDGs (Sustainable Development Goals) は、環境・経済・社会をめぐる幅広い課題について設定されている国際社会共通の目標です。荒廃耕作地の保全が生物多様性の保全につながり、二酸化炭素の吸収能を高め、新たな特産品を生み出すといった、一つの活動がさまざまな利益につながっていくことをねらったコベネフィットの考え方を基盤に提唱されました。これにより SDGs は、環境・経済・社会の3つの側面の調和を図りながら分野横断的に取組を進めることで統合的な課題の解決を図り、地域、最終的には世界を持続的な発展に導くことをねらいとしています。

本計画では、さまざまな環境問題に対応するための施策を取りまとめていますが、それぞれの施策は SDGs の示す複数のゴール (目標)・ターゲットと関連があります。計画の対象となる分野は主に環境に関するものに限られますが、本計画の各施策を進めるにあたって、直接関係のある課題解決を図るのみでなく、SDGs の関連する複数のゴール・ターゲットを意識することにより、複数の課題の同時解決につなげることを目指す必要があります。

本計画では、各施策に関連する SDGs のゴールを明確にし、SDGs の実現に貢献していきます。

◆持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



資料：国連広報センター

◆持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

ゴール 1	貧困 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	ゴール 2	飢餓 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
ゴール 3	健康な生活 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	ゴール 4	教育 4 質の高い教育をみんなに	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機械を促進する
ゴール 5	女子のエンパワメント 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子の能力強化（エンパワメント）を行う	ゴール 6	水 6 安全な水とトイレを世界中に	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
ゴール 7	エネルギー 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	ゴール 8	雇用 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
ゴール 9	インフラ 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	弾力的（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る	ゴール 10	不平等の是正 10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
ゴール 10	安全な都市 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ弾力的（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	ゴール 12	持続可能な生産・消費 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
ゴール 13	気候変動 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	ゴール 14	海洋 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
ゴール 15	生態系・森林 15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林への持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失を促進する	ゴール 16	法の支配 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
ゴール 17	パートナーシップ 17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化			

資料：公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）仮訳より環境省作成[出典：平成30年度環境白書より作成]

(2) 施策体系

本計画における施策の体系と SDGs の関連する目標（ゴール）、方向性を同じくするターゲットを示します。

本町では 17 の持続可能な開発のための目標（SDGs）のうち、環境に関係する 12 の目標（ゴール）に向けた取組を行っていきます。

環境像	【環境の範囲】 具体的な施策	関連する SDGs	重点プロジェクト
みんなで育む 明るく居心地のいい町 みずまき	【生活環境】 1 水環境の保全	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを	
	2 大気環境その他の保全	14 海の豊かさを守ろう	
	【自然環境】 1 自然環境の保全	2 気候変動に具体的な対策を 6 安全な水とトイレを世界中に 7 持続可能なエネルギーを	
	2 生物多様性の保全	11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう	
	【社会環境】 1 地域資源を活かしたまちづくり	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを	
	2 良好な景観の保全		
	【資源循環】 1 ごみの減量化の推進 ★	12 つくばない、減らす、リサイクルする	★食品ロス対策の推進
	2 ごみの適正処理の推進と連携	14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう	
	【地球環境】 1 再生可能エネルギーの導入促進 ★	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と地域経済の循環 성장을	★脱炭素化の推進
	2 省エネルギー対策の推進 ★	11 住み続けられるまちづくりを	
	3 地域環境の整備 ★	13 気候変動に具体的な対策を	
	4 気候変動適応策の推進		
	【教育・連携】 1 環境教育・環境活動の推進 ★	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう	★環境教育の推進
	2 情報提供による啓発の推進		

注) 重点プロジェクトは具体的な施策の★印と関連しています。

第3章

施策の展開

第3章 施策の展開

環境の範囲

生活環境

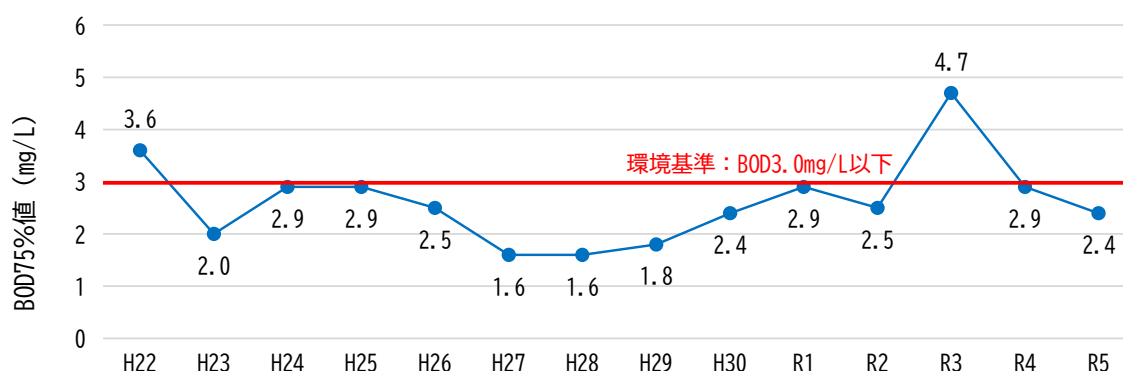


■現況と課題

居心地のいい町を目指すためには、快適な生活環境すなわち大気・水・土壌等の汚染・汚濁の防止が不可欠です。

本町の水環境については、下水道普及率・水洗化率は増加しているものの河川のBOD（生物化学的酸素要求量：代表的な河川の水質指標）75%値は環境基準を超過した年があります。また、大気環境について、光化学オキシダントやPM2.5は全国の傾向と同様に環境基準非達成となっており、引き続き福岡県の常時監視状況について情報収集を行うとともに、住民への情報発信を行い、健康被害を未然に防ぐことが求められます。騒音振動では一部航空機騒音の測定結果が環境基準を超過しており、近年は生活に身近な騒音等の問題が多くなっています。

■遠賀川（伊佐座地点）の生物化学的酸素要求量（BOD）75%値の推移



出典：公害関係測定結果（福岡県）より作成

■成果指標

成果指標	基準値	中間値	目標値
「川や池等の水環境の充実について」の満足度	23% (2020年度)	46.2% (2025年度)	33% (2030年度)
「空気のきれいさについて」の満足度	33% (2020年度)	66.3% (2025年度)	43% (2030年度)
「周辺の静けさについて」の満足度	38% (2020年度)	57.4% (2025年度)	48% (2030年度)
進捗指標	—	現状値	目標値
水洗化人口	—	91.7% (2025年度)	95%以上 (2030年度)

※）水洗化率は、公共下水道や浄化槽などにより水洗化された人口の割合を示す。

具体的な施策1

水環境の保全

- 「生活排水処理基本計画」に基づき、生活排水対策を推進します。
- 公共下水道等、整備済み地域の水洗化を積極的に推進します。
- 下水道利用においては、住民・事業者に対し適切な使用方法・管理に関する周知・啓発を行います。
- 工場・事業所に対する規制・指導を徹底するとともに、自主環境管理の促進に努めます。
- 水巻町の生活圏に隣接する公共用水域の水質検査を行います。
- 国及び県の水質検査の結果を町ホームページ等で公表します。

具体的な施策2

大気環境その他の保全

- 県や関係機関と連携して、大気汚染物質の削減に向けた事業者への啓発を行います。
- 工場・事業所からの有害化学物質の排出の削減、悪臭対策等については、規制・指導の徹底を図るとともに、町内事業者との公害防止協定の締結・定期的な監視を行います。
- 近隣騒音の防止に向けた普及・啓発を行います。
- 関係機関との連携のもと、騒音や振動の監視・測定とともに、必要に応じて指導・規制に努めます。
- 関係機関との連携のもと、生活空間の影響に配慮した道路網の整備に努めます。
- 低騒音型舗装や植樹帯の整備等、沿道環境の改善を関係機関に要請します。

住民の取組

- 廃食用油は、回収ボックスでのリサイクルに協力し、処分する場合にはろ過袋等で適切に処理します。
- アイドリングストップを心がけます。
- 集合住宅等でのモラルを守り、お互いに快適な生活環境づくりを心がけます。
- 違法改造をやめ、車両は適正な状態で使用します。

事業者の取組

- 適切な工場排水対策を行います。
- 粉じんやばい煙の排出抑制と適正管理に努めます。
- アイドリングストップを心がけます。
- 車両の適正な管理、使用に努めます。
- 工場等の騒音の防止に努めます。
- 低騒音・低振動型の機械を使う等、騒音・振動の発生を抑制します。
- 防音壁等防音施設の設置を進めます。





■現況と課題

本町には遠賀川や水巻三山といった豊かな自然と美しい景観資源があり、この魅力ある自然環境を維持していくことが必要です。また、町内に残された農地が耕作放棄地となることを未然に防ぎ、景観や環境の悪化といった悪影響が生じないように、引き続き農業生産体制の整備に取り組むことが大切です。

また、法令の改正により、生物多様性の保全が求められています。町に生息生育する希少な野生生物としては、水辺環境に生息する種が多くなっており、これらの保全とともに、引き続き外来種対策、危険生物対策が求められています。

■水巻町に生息する希少野生生物

「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック 2024-」によると、本町には植物群落 1 群落、動物 37 種が確認されており、レッドデータブックの改訂・統合により大幅に増加しています。内訳としては、サギやカモ、トンボ、カニ、魚類など水辺環境に生息する種が多くなっています。

■水巻町に生息する外来種

福岡県では平成 30 年 3 月に侵略的外来種リストを作成し、分布状況について情報が得られる 16 種について分布図が作成されています。これによると、本町ではガビチョウ、ソウシチョウ、アカミミガメ、ウシガエル、ハス、カダヤシ、オオクチバス、ブルーギル、トガリアメンボ、オオフサモ、オオキンケイギク、タチスズメノヒエの 12 種が生息確認されています。

また、環境省の重要湿地に選定されている「遠賀川水系の河川及び水路」は侵略的外来種から特に保全すべき重要地域とされています。

■環境指標

成果指標	基準値	中間値	目標値
「まちの緑や自然について」の満足度	28% (2020 年度)	67.9% (2025 年度)	38% (2030 年度)
進捗指標	—	現状値	目標値
資材配布や花苗贈呈等の緑化支援	—	1 回	年 1 回 事業実施
緑の募金事業による花苗配布	—	1 回	年 1 回 事業実施
生物調査実施、重点保全地域設定、啓発等		1 回	年 1 回以上 の周知
生物調査結果を用いた出前講座プログラム作成		—	1 プログラム 作成

- 認定農業者等の中心経営体に農地を集積し、耕作放棄地を未然に防ぎます。
- 特産品の認知度向上を図り、特色ある農業を展開します。
- 環境保全、防災、レクリエーション等の観点から、都市公園や公共施設付近等に緑地の体系的な整備を図ります。
- 緑化の支援や、四季折々の植物の保全等、緑化意識の高揚を図ります。
- 公共空間の緑化を推進します。
- 有害物質の排出規制、農薬の適正な管理指導を行います。
- 減農薬、減化学肥料による農業を推進、遊休農地の活用への取組を支援します。
- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある各種開発事業実施に際しての環境配慮のため、環境影響評価に関する研究に努めます。
- 開発を行う際の事前の協議・検討を行います。
- 農業や地域環境への関心を高めるために、遊休農地を活用した貸農園の整備等を促進します。
- 森林環境譲与税を活用し、森林整備や公共施設への木材利用促進等地域の自然環境の保全を推進します。



具体的な施策2

生物多様性の保全

- 国、県及び関係機関等と連携し、野生の動植物の適切な保護やふれあいを確保するために生物調査の実施を検討します。
- 動植物の生息・生育環境を保全します。
- 町内の生物調査を行い、在来種の生息状況と外来種による被害状況を調査し、対策を行います。
- 広報誌やホームページ等を通じて、自然環境に関する情報を発信します。
- 自然環境保全に係る情報の蓄積や多様な主体との連携等による自然環境教育や体験学習を進めます。
- イベントや清掃活動等、広域連携による河川の保全活動を推進し、町民や事業者へ参加・協力・呼びかけを行います。
- 町内の河川の保全への取組を継続できる町内の人材や団体の育成を図ります。
- 自治会活動との連携等を図りながら、堀川の保全と活用を進めます。

■本町で確認されている外来種



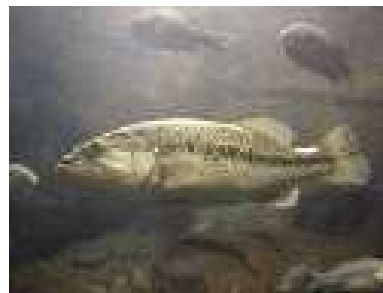
オオキンケイギク

コスモスに似た花が5～7月頃に咲きます。繁殖力が強いので、一度定着すると他の植物が生えなくなるほど大群落を形成します。



アカミミガメ

通称ミドリガメ。ペットとして飼われていたものが逃げ出して、自然界で増えていきました。日本中に分布し、在来のカメや餌となる魚や昆虫、植物への影響が出ています。



オオクチバス

通称ブラックバス。食欲が旺盛なため、もともとすんでいる在来種を食べつくしてしまう被害がでています。

写真出典：環境省

住民の取組

- 地産地消を心がけます。
- 団地・住宅地における緑化活動を進めます。
- 農薬や化学肥料等の適正使用を進めます。
- 河川の水質浄化についての意識を持ち、各種の保全活動へ協力します。
- 生物の生息・生育環境の保全・創出に協力します。

事業者の取組

- 農地の保全と遊休農地の可能な限りの活用を図ります。
- 開発を行う際の事前の協議・検討を行います。
- 敷地内の緑化を進めます。
- 農薬や化学肥料等の適正使用を進めます。
- 農産物直売所の利用等、地産地消の取組活性化へ協力します。
- 河川の水質浄化についての意識を持ち、各種の保全活動へ協力します。
- 生物の生息・生育環境の保全・創出に協力します。

■外来種被害予防3原則

環境省では、外来種による被害を未然に防ぐため、外来種被害予防3原則を提唱しています。

入れない	悪影響を及ぼすおそれのある外来種を入れない 外来種問題を引き起こさないために、一番大切なことです。
捨てない	飼っている外来種を捨てない（逃がさない・放さない） ペットや観葉植物は最後まで管理する責任があります。
拡げない	既にいる外来種を他の地域に拡げない（増やさない） 野生に定着してしまっている場合には、まだ定着していない地域に拡げないことが大切です。

■現況と課題

本町の秋の風物詩ともなっているコスモスまつりは、遠賀川の河川敷を利用して行政やボランティア団体が育てたコスモスの開花に合わせて開催されます。この時期には町外から多くの観光客が訪れるとともに、コスモスの咲く遠賀川の河川敷の景観は住民の心の拠り所ともなっています。また、本町には数多くの歴史的・文化的資源が残されており、史跡ガイドなどによりこれらの歴史的文化的資源を適正に保存・継承し、次代への引き継ぐ取組が進められています。今後はより若い世代の担い手の育成が求められています。

景観については、ごみのポイ捨てや犬猫の糞尿被害等の住民のマナーの問題や、道路沿いや空き地の雑草、放置された空き家等の管理の問題が原因となっており、対策を行っていく必要があります。

■環境指標

成果指標	基準値	中間値	目標値
「歴史や伝統に関するまちの雰囲気について」の満足度	14% (2020年度)	54.2% (2025年度)	24% (2030年度)
「まちの景観について」の満足度	16% (2020年度)	51.8% (2025年度)	26% (2030年度)
「住民の環境に関するモラル（道徳）について」の満足度	15% (2020年度)	38.6% (2025年度)	25% (2030年度)
進捗指標	—	現状値	目標値
コスモス栽培	—	1回	年1回 事業実施
コスモスの状況を動画化し広報使用	—	1作品	1作品制作
花苗贈呈事業の実施	—	1回	年1回 事業実施
保育所の緑化推進、雨水利用タンクの設置	—	1回	年1回 事業実施
花苗の植栽、グリーンカーテン事業の実施、樹木管理等	—	1回	年1回 事業実施
空家バンク登録件数	—	年4件 計40件	20件 (2024年度)
老朽家屋解体補助金の交付件数	—	年4件 計38件	20件 (2024年度)

具体的な施策1 地域資源を活かしたまちづくり

- 秋にコスモスまつりを開催し、町民が一体となって集まることができる機会を作ります。また、周辺住民に広く水巻町をアピールします。
- 地域ボランティアの集まりである、水巻町コスモスのまちづくり推進協議会と協働で、遠賀川河川敷に500万本のコスモスを栽培します。
- 広報誌やホームページ等を通じて、コスモスに関する情報を発信します。
- 遊休農地へのコスモス作付けに助成を行います。
- 貴重な資源・文化財等の積極的なPR及び保護・保存を行います。

具体的な施策2 良好な景観の保全

- 街路・公園・河川等の公共施設は景観に配慮しながら整備を進めます。
- 公共施設や沿道の緑化に努めます。
- 空き缶や吸い殻等の散乱ごみ対策や不法投棄の防止のために、条例の周知・徹底を図ります。
- 環境美化の日の清掃時や不法投棄パトロールの際等にポイ捨てが多い場所を把握して情報を共有し、その箇所に対して看板等の設置を検討します。
- ごみのポイ捨てを防止し、環境美化を徹底します。
- 不法投棄や散乱ごみのない町を目指し、啓発活動を促進します。
- 河川に捨てられているごみの清掃活動を支援します。
- 空き家バンクの実施により町内の空き家等の流通及び利活用を促進し、管理不全の空き家等の増加を抑制します。
- 町内の適正に管理されていない老朽危険家屋等を解体する者に対して補助金を交付することにより、住環境の改善及び良好な景観の維持を図り、安全・安心のまちづくりを推進します。
- 犬猫等の糞尿被害を防ぐために、適正な飼い方の啓発や看板の設置・配布、猫よけ器の貸し出しを行います。
- カラスよけネットの配布を行います。

住民の取組

- 町の花「コスモス」の普及を通じ、自分たちの住む町である水巻町のことに関心を持ち、まちづくりに協力します。
- 各種文化財や郷土の歴史の価値を知り、保全に協力します。
- 住宅等の建設に際しては、周辺環境との調和に努める等、景観づくりに協力します。
- 宅地内の緑化に努めるとともに、花や緑の植栽に協力します。
- 環境美化の日など地域の清掃に参加します。
- ごみのポイ捨てはやめ、環境美化に努めます。
- 空き家を所有した場合は、空き家バンク等を活用するとともに、適切に管理します。

事業者の取組

- 町の花「コスモス」の普及を通じ、自分たちの住む町である水巻町のことに関心を持ち、まちづくりに協力します。
- 文化財の保全に協力します。
- 敷地内の緑化に努めるとともに、花や緑の植栽に協力します。
- 環境美化の日など地域の清掃に協力します。
- 敷地内の清掃に努めるとともに、環境美化に努めます。
- 所有物件は適切に管理します。



遠賀川河川敷のコスモス



■現況と課題

ごみの排出量は経年的に減少傾向にありますが、リサイクル率も低下しています。令和5年3月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づいた新たな取組や普及啓発活動の推進が求められます。

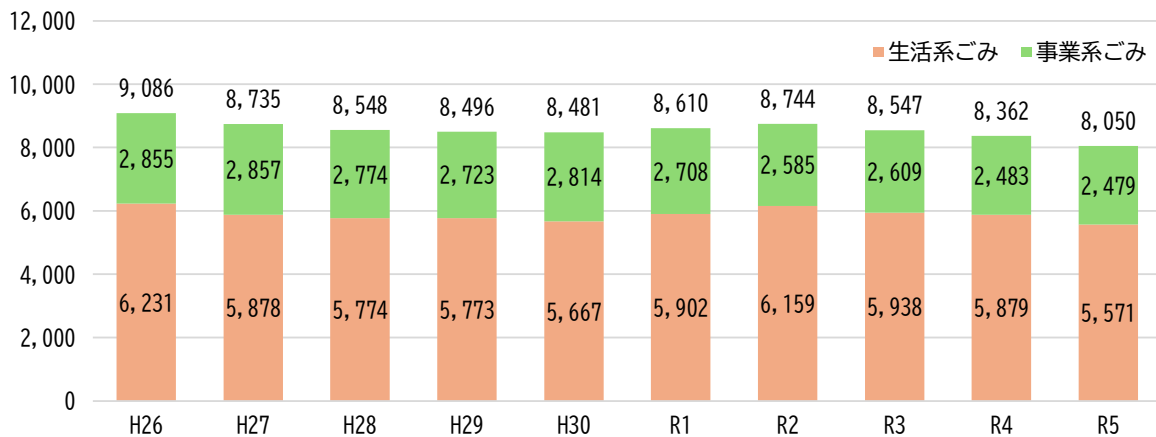
また、これまで町で取り組んできた「ごみの減量化」、「ごみのポイ捨てや不法投棄などの防止」、「環境教育の推進」について、取組の強化が求められます。

■水巻町のごみ量

本町のごみは、遠賀郡4町と中間市で構成する「遠賀・中間地域広域行政事務組合」が運営する「遠賀・中間リレーセンター」に収集され、集められたごみのうち、燃えるごみは北九州市の施設に運ばれて処理されています。

年間のごみ搬入量は、生活系ごみ、事業系ごみともに微減傾向であり、削減に向けて取組の強化が求められます。

搬入総量 (t)



■環境指標

成果指標	基準値	中間値	目標値
「ごみ処理やリサイクルのしやすさについて」の満足度	28% (2020年度)	58.2% (2025年度)	38% (2030年度)
進捗指標	—	現状値	目標値
4Rの啓発	—	1回	年1回以上の周知
リサイクルたい肥再生、食品ロス教育	—	2回	年1回以上の事業実施
資源ごみ集団回収の啓発	—	2回	年2回以上の周知
出前講座の周知啓発・利用促進	—	3回	年1回以上の周知

具体的な施策1

ごみの減量化の推進

- レジ袋を使わない、エコバックの使用を推進します。
- 食品ロスが出ない生活様式を推進します。
- 簡易包装、資源ごみ回収等を推進します。
- 庁内備品のグリーン購入を行うとともに、普及啓発を行います。
- 使い捨て商品から再使用・詰替型商品への移行を推進します。
- リサイクル活動を推進します。
- 給食により排出される生ごみのリサイクルを行います。
- 学校間（給食備品も含む）の備品等の共有化を図ります。
- 庁内で古紙回収の取組を推進します。
- 資源ごみの集団回収を促進するとともに、回収率向上のための啓発を行います。
- 広報やホームページ等で分別方法の周知を強化します。
- 出前講座における周知・啓発を行います。
- ごみ減量化について、近隣市町と情報交換を行うとともに、事業者等と連携した体制の構築を検討します。

具体的な施策2

ごみの適正処理の推進と連携

- 家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品等の適正な処理を促進します。
- ごみの分別を啓発し、適切に処理されるよう広報啓発を継続して進めます。
- 野外焼却が法律違反であることを周知するとともに、適切な指導を行います。
- 不法投棄に対する適正な指導を行います。
- 一般廃棄物の拠点回収場所での回収を重点的に進めます。
- 誰もが利用しやすいごみ回収方法の検討を行います。
- 県や関係機関と連携して、排出抑制・減量化・有効利用や適正処理等の促進に努めます。

住民の取組

- 廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努めます。
- ダンボールコンポスト等による生ごみの堆肥化に努めます。
- 製品やサービスを購入する際には、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ「グリーン購入」をします。
- バザーやフリーマーケット等で不要品を提供し、リサイクルショップを利用します。
- 4 R運動に協力します。
- 買い物際には買い物袋を持参し、レジ袋や過剰包装は断ります。
- ごみの分別排出を徹底し、資源物回収を進めます。
- 出前講座等に積極的に参加します。
- 家電リサイクル法を遵守します。
- 不法投棄や野外焼却をしません。
- 野外焼却の監視等に協力します。

4 R運動って？

Refuse(リフューズ)

ごみになるものを断る

必要な分だけ買ったり、過剰な包装は断るなど、ごみになるものを最初から断り、ごみを出さないようにしましょう。

Reduce(リデュース)

ごみを減らす

詰替商品や量り売り製品を購入するなど、工夫してごみを減らしましょう。

Reuse(リユース)

繰り返し使う

ものを修理したり、人に譲るなど、ごみにせず、再使用しましょう。

Recycle(リサイクル)

資源として再利用する

資源とごみを正しく分別して、資源として利用しましょう。

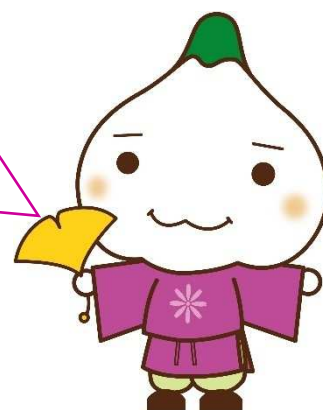
事業者の取組

- ごみの分別排出を徹底し、資源物回収を進めます。
- 「ペーパーレス化」の推進を図ります。
- 4 R運動に協力します。
- 過剰包装をしないようにします。
- 部品や容器等の規格化、軽量化、再使用に努めます。
- 長期使用可能な製品の製造を心がけ、修理サービスを充実させます。
- 製品やサービスを購入する際には、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選ぶ「グリーン購入」をします。
- 環境に配慮した商品の製造、販売、情報提供を進めます。
- 製品はリサイクルしやすい素材や構造に改良し、リサイクルシステムの開発、導入を進めます。
- 廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努めます。
- 廃棄物は最終処分場まで責任を持って管理します。
- 事業者間でのリサイクルの連携体制を整備します。

ごみの出し方は町のホームページでも確認できるちゃろ～



家庭ごみの出し方



水巻町公式マスコットキャラクター

みずまる



■現況と課題

気候変動問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に、世界的な平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、今後、地球温暖化の進行に伴い、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、都市生活といった様々な分野に影響を及ぼすことが予測されています。

本町は 2022 年 4 月に北九州都市圏域として「脱炭素先行地域（第 1 回）」に選定、2024 年 1 月には「水巻町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しており、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、温室効果ガス排出量を確実に削減していく必要があります。

また、地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出を抑制するための「緩和策」と、すでに起こりつつある温暖化の影響に対応する「適応策」を両輪で推進します。



吉田小学校屋上に設置した太陽光発電設備

■環境指標

成果指標	基準値	中間値	目標値
水巻町全体から排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素）排出量	169,738t-CO ₂ (2013 年度)	129,530t-CO ₂ (2024 年度)	92,149t-CO ₂ (2030 年度)
水巻町役場施設から排出する温室効果ガス（二酸化炭素）の熱量換算値	23,024GJ (2014 年度)	20,961GJ (2024 年度)	19,735GJ (2030 年度)
進捗指標	—	現状値	目標値
地球温暖化対策に関する情報収集、広報による周知	—	1 回	年 1 回以上の周知
職員への省エネ啓発、住民向けの広報による周知	—	—	年 1 回以上の周知
職員への通勤方法の省エネ化推奨施策を実施	—	—	年 1 回以上の庁内掲示板掲載
地球温暖化対策に関する情報収集、導入補助について研究・情報発信	—	—	住民・事業所向け年 1 回以上の周知

具体的な施策1 再生可能エネルギーの導入促進

- 公共施設については、施設や設備の機能更新時に、省エネに対応した設備更新等や再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 公共施設の電力契約にあたっては、再生可能エネルギー100%由来電力を選択します。
- 住民や事業者への再生可能エネルギーに関する情報を発信し、再生可能エネルギー導入の促進を図ります。

具体的な施策2 省エネルギー対策の推進

- 様々な広報手段を活用し、住民への省エネ対策を促進します。
- 子どもたちへの省エネ対策教育を推進します。
- 関係機関や町内の大規模事業所と連携し、事業者への省エネ対策を促進します。
- 地球温暖化防止活動推進センターや近隣自治体等と連携した広域的な取組を推進します。
- イベント等を開催する際は、廃棄するごみの分別を徹底することや、使用する照明はLEDを使用するなど、環境に配慮します。

具体的な施策3 地域環境の整備

- 公共交通機関の利便性向上により、快適に移動できる交通環境の実現を図り、自動車から公共交通、自転車への利用転換を促進します。
- 公用車の導入の際は、電気自動車やハイブリッド自動車など、二酸化炭素排出量が少ない、環境にやさしい次世代自動車の導入を進めます。
- 都市機能の集約化・スマートコミュニティづくりを推進します。

具体的な施策4

気候変動適応策の推進

- 水巻町地域防災計画に基づき、防災・減災に向けた体制の整備と地域防災力の向上を図ります。
- 道路、橋りょう等の安全確保や治水対策を推進し、都市防災機能の強化を図ります。
- 熱中症予防や対処法について、広く住民に普及啓発・広報等で周知を行います。
- 熱中症特別警戒アラート等発令時に、公共施設等をクーリングシェルターとして住民が利用できるよう開放します。
- 地域の状況に応じて、透水性舗装や浸透ます等の整備を関係機関に要請し、雨水の地下浸透を維持・促進します。

緩和とは？

原因を少なく

2つの 気候変動対策

適応とは？

影響に備える



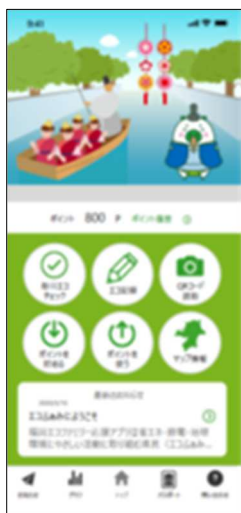
気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

住民の取組

- 再生可能エネルギーの導入に努めます。また、蓄電池を導入するなど発電した電力の自家消費率を高めます。
- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルの選択など、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」を推進します。
- 「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」または、「ふくおかエコライフ応援 book」を参考に、電気やガス、水道使用量の削減など、省エネルギー・節電に取り組む「エコファミリー」への参加を推進します。
- 自家用車を運転するときはエコドライブ運転に努めます。
- 自家用車を買うときはなるべく電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車を選択します。
- 外出の際にはなるべく自家用車を使わず、徒歩、自転車、バスや電車などの公共交通機関を利用するよう心がけます。
- 地域の状況に応じて、宅地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。

エコファミリー応援アプリ



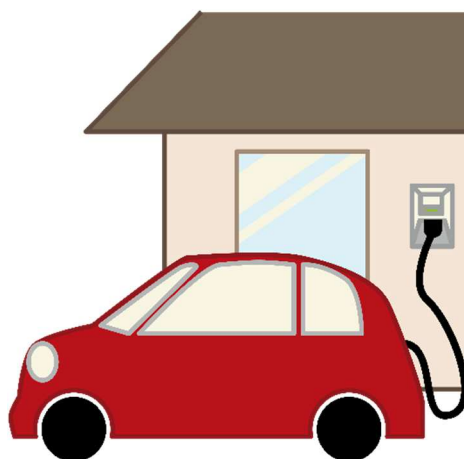
福岡県では、家庭における地球温暖化対策を推進するため、省エネ・省資源に取り組む県民を「エコファミリー」として募集し、「九州エコファミリー応援アプリ（愛称：エコふぁみ）」の運用を通じてその活動を支援しています。

九州エコファミリー
応援アプリ
紹介ページ



事業者の取組

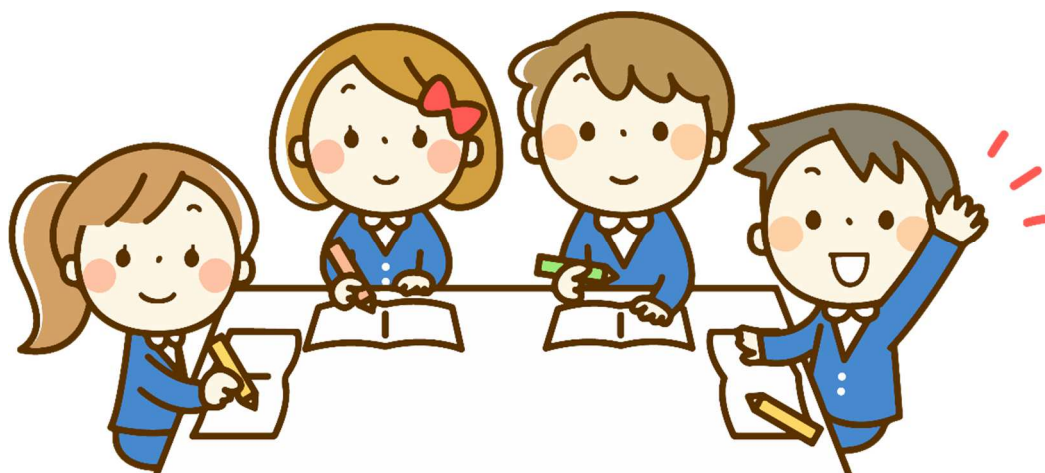
- 事業所は、採光、通風、断熱などに配慮した環境共生型の施設をできるだけ導入し、太陽光、燃料電池、コージェネレーション、廃熱利用等の省エネ・再エネ設備の導入を推進します。
- 温暖化防止の必要性の認識を高めるための社員教育を推進します。
- 「エコ事業所」や「エコアクション 21」に取り組み、環境負荷の少ない事業活動に努めます。
- イベント等を開催する際は、ごみの排出削減や LED を使用するなど、環境への配慮に努めます。
- 徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤を促進します。
- 営業車や社用車を運転するときはエコドライブ運転に努めます。
- 営業車や社用車を導入するときはなるべく電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車を選択します。
- 配送システムなどの物流の効率化を図ります。
- 公共交通事業者は、高齢者や障がいを持っている人をはじめすべての住民が利用しやすい公共交通サービスの提供に努めます。
- 地域の状況に応じて、敷地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保ちます。
- 雨水の有効利用を進めます。



■現況と課題

本町ではこれまで、子どもから大人まで年代を問わず、生涯学習として環境教育の機会の創出に取り組んできました。特に、将来世代を担う子どもたちを対象とした取組では、学校と連携し、学校教育で活かせるメニューの提供を行っています。

これらの取組を継続するとともに、一層活性化していくことが重要です。



■環境指標

成果指標	基準値	中間値	目標値
「環境教育・学習の推進について」の満足度	21% (2020年度)	40.2% (2025年度)	31% (2030年度)
進捗指標	—	現状値	目標値
リレーセンター等の施設見学の実施		1回	年1回以上の実施
子どもたちへの環境教育支援		5校	年1回環境教育5校実施
講座開催時の日時、募集方法の工夫、託児サービスの導入。出前講座の活用		2回	講座年2回実施
近隣大学の学生と取組を実施		2回	1事業実施
広報の環境コーナーでの継続的な環境情報の周知		12回	年12回広報掲載
年3回の環境美化の日、町内一斉清掃を継続的に実施		3回	年3回の環境美化の日実施

具体的な施策1

環境教育・環境活動の推進

- 子どもたちの環境に関する活動が環境意識の向上や社会貢献につながるしかけを構築します。
- 町の情報や方針、本町の環境に関する情報の提供を行い、学校・教育現場と密接に連携を図っていきます。
- 学校教育や生涯学習の分野との連携を深めて、環境学習の推進を図るとともに、環境未来都市である北九州市との連携も深めていきます。
- 誰でも気軽に環境学習や環境教育に取り組める場・機会づくりを進めます。
- 環境に関する指導者の育成等、重点的に人材育成を進めます。
- 環境教育・学習の機会の拡充に努めます。
- 環境保全及び創造に関するコンテスト・表彰制度を開催します。
- 近隣大学の学生と各種環境施策に協働で取り組むことにより、環境問題についての人材育成を行います。
- 近隣大学の学生との協働を住民への啓発につなげます。

具体的な施策2

情報提供による啓発の推進

- 多くの人や様々な主体が交流・連携し、ともに取り組む仕組みをつくります。
- 環境問題についての広報（コラムの連載等）を行い、継続的な情報の周知を進めます。
- 町ホームページ等を通じて近隣の市町で開催される環境に関するイベント等の情報の提供を行います。
- 「水巻町環境美化の日」を継続的に実施し、環境保全意識の啓発に努めます。
- 環境に配慮した取組を行う町内事業者の情報周知等を行います。
- 環境教育・学習を効果的に進めるための拠点として、遠賀・中間リレーセンターや中間・遠賀リサイクルプラザ等の既存施設を最大限に活用します。
- 企業や地域活動の施設と連携し、各種の情報提供・支援を行います。
- 環境教育・学習の拠点を有効に活用します。
- 環境に関する情報を、多様な媒体を通じて広く提供します。

住民の取組

- 身近な環境保全・創出活動を通じた環境教育・学習を推進します。
- 環境教育・学習のための教材（副読本、環境教育手引き等）の活用を図ります。
- 体験活動等を通じて、環境に対する自主的な学習に努めます。
- 開催する地区学習会や環境シンポジウム、フォーラム等に積極的に参加します。
- 地球環境問題についての知識、理解を深めます。
- 環境ボランティアとして環境教育・学習に積極的に参加・協力します。
- 環境保全に関するイベントに積極的に参加・協力します。
- 住民サイドからの情報発信や情報の活用を図ります。
- 環境情報の収集・交換を積極的行います。
- 身のまわりの環境について関心をもち、日常生活を見直します。

事業者の取組

- 環境マネジメントシステムを推進します。
- 従業員に対する環境学習の機会づくりに努めます。
- 事業所内における環境学習・環境教育の機会を設けます。
- 地球環境問題についての知識、理解を深めます。
- 環境ボランティアとして環境学習・環境教育に参加します。
- 環境保全に関するイベントに積極的に参加・協力します。
- WEB・掲示板、ブログ、メルマガ等による情報提供・交流を検討します。
- 住民・事業者等との意見交換会の開催を検討します。
- 環境保全に関する取組をPRします。
- 従業員の環境保全意識の向上に努めます。

第4章

重点プロジェクト

第4章 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、第3章で示した環境の範囲毎の取組の中で、本計画期間中に重点的に取り組むことで水巻町の環境改善効果が特に期待できるものを抽出し、優先的に取り組むものです。

以下の3プロジェクトを重点プロジェクトとして設定します。

重点プロジェクト	内容
食品ロス対策の推進	ごみの減量化を効果的に行うには、排出されるごみの組成で大きな部分を占める厨芥類をターゲットにすることが有効です。このため、食品ロスの削減に関する8の事業を、重点的な取組として継続的に実施していきます。
脱炭素化の推進	町内の地球温暖化対策を総合的に進めるため、令和6年に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進等を進めています。また、行政においては地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、脱炭素化の推進を図ります。
環境教育の推進	多くの人やさまざまな主体が交流・連携し、ともに取り組む仕組みをつくります。 近隣大学と連携することで、環境に関する活動を行うリーダーや人材育成を行うとともに、本町の生物調査を通じて、自然環境の監視体制の構築、得られた結果を活用した環境教育に取り組めます。

1. 食品ロス対策の推進

ごみの減量化を効果的に行うには、排出されるごみの組成で大きな部分を占める厨芥類をターゲットにすることが有効です。このため、食品ロスの削減に関する8の事業を、重点的な取組として継続的に実施していきます。

(1) 食品ロス削減の取組に関する情報の収集・提供

全国の自治体での取組状況などを収集・調査し、住民・事業者や役場各部署へ提供します。

(2) 未利用食品を提供するための活動支援等

フードバンク／フードドライブ等の活動について、水巻町にあった取組方法の研究・活動への支援等を行います。

(3) 備蓄する防災用食品等の有効利用

備蓄食料の提供を通じて、食品ロス削減の取組を行う学校教育・消費者教育等を支援します。

(4) 町内小中学校・町営保育所に設置されている生ごみ処理容器・電動生ごみ処理機活用による食品残渣の再生利用と教育への活用

生ごみ処理容器・電動生ごみ処理機を活用し、食品残渣をリサイクルたい肥に再生します。また、食育の観点から食品ロス削減に向けた教育（周知・啓発）を行います。

(5) 住民への消費者教育

消費者教育の観点から、住民への食品ロス削減の取組の啓発を行います。

(6) 水巻町役場職員の意識向上

住民・事業所等への啓発を行う際の模範となるように、水巻町役場職員の意識向上に取り組めます。

(7) 産業振興の観点からの取組

商工会などを通じて、食品ロス削減の取組の啓発を行います。

(8) 地域づくりの観点からの取組

自治会などを通じて、食品ロス削減の取組の啓発を行います。食品ロス削減の取組を、生活困窮者の支援につなげます。

住民の取組

- 買い物に出かける前に冷蔵庫を確認します。
- 家族の予定を把握し、必要な分だけ買い出し、料理を作ります。
- 外食時には食べ切れる量のメニューを選びます。
- 宴会の席では、開始 30 分、終了 10 分など、しっかり食べる時間を作ります。
- フードドライブ・フードバンク活動に協力します。

事業者の取組

- ばら売り、量り売りなど購入者の事情に配慮した販売をします。
- 売れ残りや消費期限切れによる廃棄を減らすよう工夫した販売をします。
- フードドライブ・フードバンク活動に協力します。

まずは1週間、記録してみましょう。

- ① いつ、何を、どのくらい、どんな理由で捨てたかをメモしていきましょう。
- ② どんな食品をどんな理由で捨ててしまったかを振り返って、削減するにはどのようにしたら
- ③ 自分のライフスタイルに合わせて、何ができるかを考えてみよう。
- ④ もったいないを意識して、チェックシートに記入を続けよう。最初の時と違いが出れば大成功!

良いのか、考えてみよう。



日付	曜日	捨てたもの	捨てたものの種類					捨てた理由			メモ	
			家で調理したものの	購入したものの	もらいもの	収穫・採取したもの	食べ残し	腐ってしまった	期限切れ	おいしくなかった		
9 / 10	月	しょうが 半分		○					○			特売で買ってきた日に冷凍すれば良かった
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												
/												

あなたはどのタイプ？

作りすぎタイプ

- ・野菜や肉はまとめて買いが多い
- ・おかずはまとめて大皿に盛りつけて出す
- ・新しい調味料や珍しい食材は買いたい
- ・料理やお菓子作りが大好き
- ・その日の気分次第で献立を決める

お買いもの 6・7ページへ
エコクッキング 8・9ページへ

買いすぎタイプ

- ・買いものに行くのが大好き
- ・いつも使う食材はきらいくない
- ・特価品、ワゴンセールなどについで手が伸びる
- ・使う前に野菜がしなびてしまうことがある
- ・新しい調味料や珍しい食材は買いたい

お買いもの 6・7ページへ
保存方法 12・13ページへ

ためこみタイプ

- ・冷蔵庫も冷凍庫も食品庫も常に一杯だ
- ・使いかけ、食べかけの食材がたくさんある
- ・同じものを買ってしまうことがよくある
- ・買ってあるはずの食品をどこに買ったかわからないことがある

お買いもの 6・7ページへ
整理整頓 10・11ページへ

よくばりタイプ

- ・特価品、ワゴンセールなどについで手が伸びる
- ・野菜や肉はまとめて買ってしまうことが多い
- ・冷蔵庫、冷凍庫、食品庫の中に、いつか食べるかも？と買っている食品がたくさんある

エコクッキング 8・9ページへ
保存方法 12・13ページへ

片づけ苦手タイプ

- ・買った食材はそのまま冷蔵庫や食品庫に入れる
- ・買ってあるはずの食品をどこに置いたかわからないことがある
- ・お惣菜や凍えるだけの調理食材をよく使う

お買いもの 6・7ページへ
整理整頓 10・11ページへ

自分なりの続けられる方法を見つけてみて。



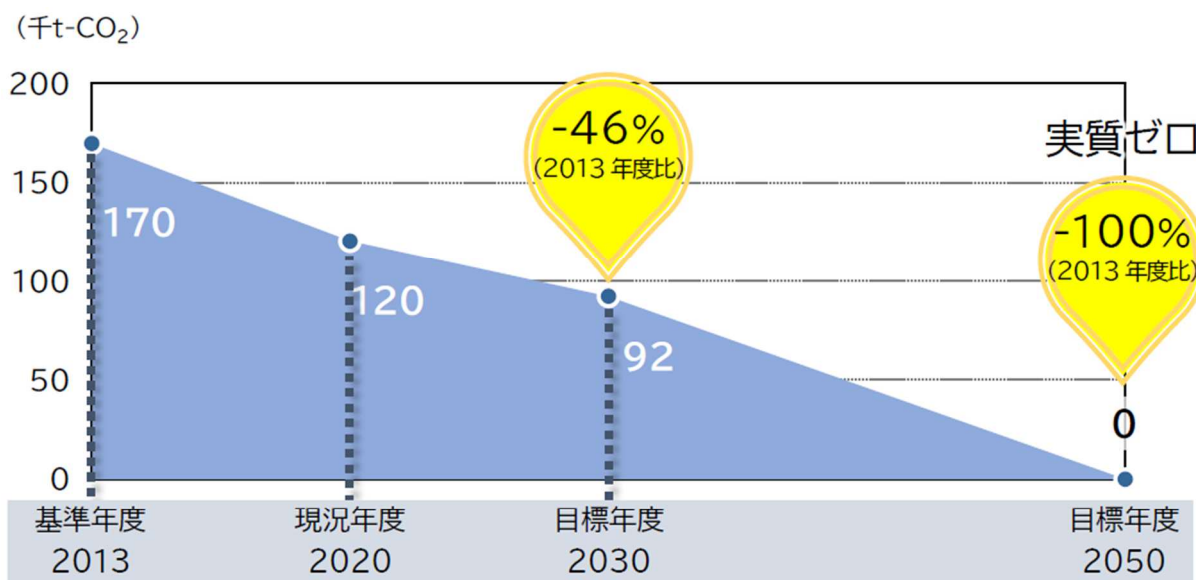
2. 脱炭素化の推進

町内の地球温暖化対策を総合的に進めるため、2024年に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進等を進めています。また、行政においては地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、脱炭素化の推進を図ります。

(1) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

水巻町全体の温暖化に対する取組として、「再生可能エネルギーの導入促進」「省エネルギーの推進」「地域環境の整備」「循環型社会の形成」の4つの軸により、多様な社会問題の同時解決を図りながらカーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めます。

◆脱炭素に向けたロードマップ



住民や事業者とカーボンニュートラルに向けた認識共有・機運醸成・行動喚起

省エネ・再エネ技術の革新と普及を見据えた取組による「カーボンニュートラル」を実現

(2) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

水巻町は北九州都市圏域18市町として環境省の「脱炭素先行地域（第1回）」に選定されており、民生部門の電力の脱炭素化、すなわち本町の事務・事業による電力の脱炭素化に向けて、施設への再生可能エネルギーの導入や再エネ電力への切替に取り組むとともに、引き続き設備更新を行うことや運用面の取組を強化します。

また、公用車更新時にはエネルギー消費の少ない自動車（電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車）の選択を検討します。

住民の取組

- 太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入に努めます。また、蓄電池を導入するなど発電した自家消費率を高めます。
- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルの選択など、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」を推進します。
- 「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」または「ふくおかエコライフ応援 book」を参考に、電気やガス、水道使用量の削減など、省エネルギー・節電に取り組む「エコファミリー」への参加を推進します。
- LED 照明などの省エネ型機器への買い替えなど高効率エネルギー設備の導入や断熱化を推進します。
- 環境負荷の指標であるカーボンフットプリントを考慮した商品選択を推進します。
- 再生可能エネルギーを含む低炭素電力の利用に努めます。
- 自家用車を買うときはなるべく電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車を選択します。
- 外出の際にはなるべく自家用車を使わず、徒歩、自転車、バスや電車などの公共交通機関を利用するよう心がけます。

事業者の取組

- 温暖化防止の必要性の認識を高めるための社員教育を推進します。
- 冷房や照明の適正化、昼休みの消灯など、オフィスや事業所での省エネに努めます。
- 事業所は、採光、通風、断熱などに配慮した環境共生型の施設をできるだけ導入し、太陽光、燃料電池、コージェネレーション、廃熱利用等の省エネ・再エネ設備の導入を推進します。
- 「エコ事業所」や「エコアクション 21」に取り組み、環境負荷の少ない事業活動に努めます。
- イベント等を開催する際は、ごみの排出削減や LED を使用するなど、環境への配慮に努めます。
- 再生可能エネルギーを含む低炭素電力の利用に努めます。
- 徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤を促進します。
- 営業車や社用車を導入するときはなるべく電気自動車やハイブリッド自動車などの次世代自動車を選択します。
- 配送システムなどの物流の効率化を図ります。公共交通事業者は、高齢者や障がいを持っている人をはじめすべての住民が利用しやすい公共交通サービスの提供に努めます。

3. 環境教育の推進

多くの人やさまざまな主体が交流・連携し、ともに取り組む仕組みをつくります。近隣大学と連携することで、環境に関する活動を行うリーダーや人材育成を行うとともに、本町の生物調査を通じて、自然環境の監視体制の構築、得られた結果を活用した環境教育に取り組みます。

(1) 近隣大学との連携による環境課題への対応

各種環境施策について、計画立案や実行などを学生と協働することにより、環境問題についての人材育成を行います。

学生の意見を町の環境課題に反映させます。

学生との協働を広く住民へ周知することにより、環境問題への住民意識の向上を図ります。

(2) 生物調査の実施と調査結果の環境教育への活用

水巻町の生物環境について調査を行い、その内容を基に環境教育プログラムを作成して子供たちへの環境教育に活用します。

(3) 電気自動車を活用した環境教育の実施

公用車として電気自動車を導入したことに伴い、企業等と協働し、新しい子供向けの体験型学習プログラムを作成します。

住民の取組

- 家庭でも、子供を通じて知識を得た環境にやさしい取組を実施します。
- 学校等、子供たちへの環境学習の取組に積極的に参加（運営支援等）します。

事業者の取組

- 従業員に対する環境学習を積極的に行います。
- 地域の一員として、地域住民とともに環境学習に取り組みます。

第5章

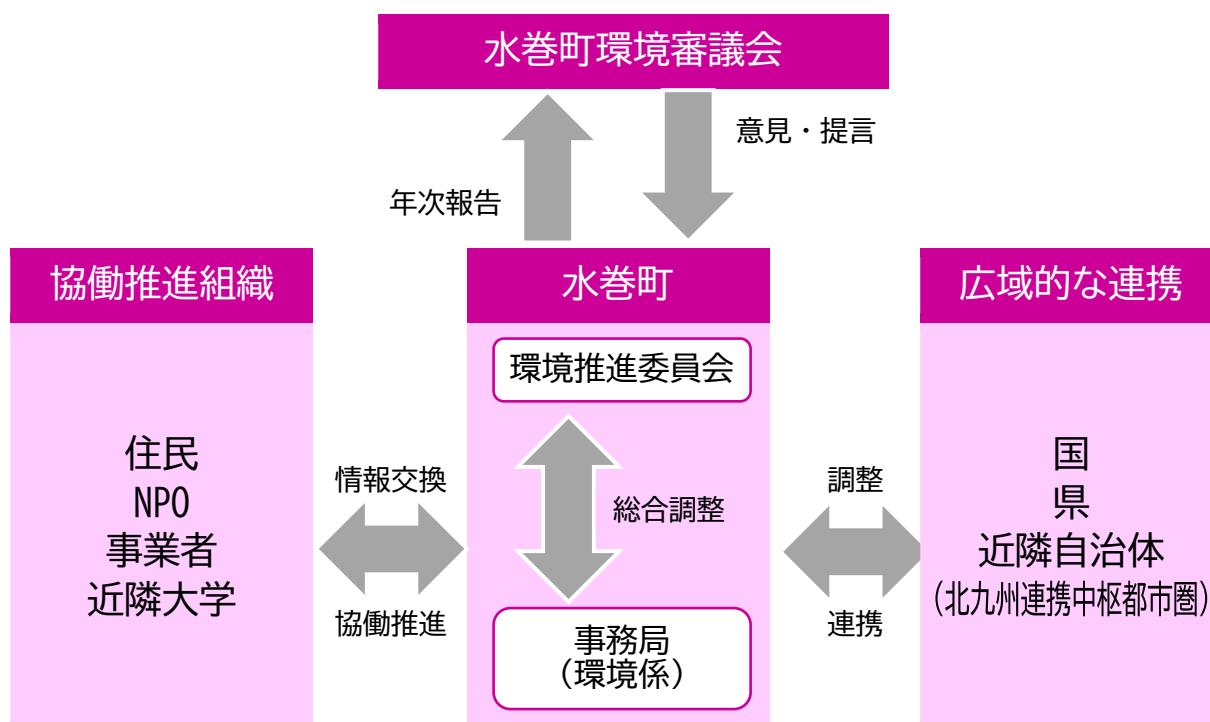
計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

本計画を具体化していくためには、「水巻町環境審議会」、「水巻町環境推進委員会」の組織の意見を聞きながら、住民、行政、事業者、近隣大学との連携と協働で推進していくことが重要です。そのため、関係者からなる推進体制を確立し、的確な進行管理を行うとともに、基本施策の展開や重点プロジェクトの実施に向けた具体的検討や関連計画との調整、財政の確保等を図ります。

◆計画の推進体制



(1) 水巻町環境審議会

水巻町環境審議会条例に基づく水巻町環境審議会は、本町の環境状況を把握し、施策への提言を行う組織です。

(2) 庁内の推進体制

① 水巻町環境推進委員会

水巻町環境推進委員会は、水巻町環境推進委員会要綱に基づき庁内関係課から構成され、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の推進並びに水巻町の環境保全への対策等に関し、庁内の連絡調整を図りながら、進行管理を行います。

② 各種計画との連携

環境の保全・創出と関連のある各種計画について、積極的に調整・連携を図るために、水巻町環境推進委員会での連絡・調整及び事務事業評価の仕組み等を活用します。

③ 主要分野の実施計画

本計画に基づく主要な分野については、必要に応じて個別の実施計画や指針等策定し、着実な推進に努めます。

また、事業の推進に必要な財源の確保に努めます。

(3) 協働推進組織

行政とともに、住民、NPO、事業者、近隣大学は計画推進の主たる担い手であることから、それぞれの役割を認識し、協働しながら継続的に取り組んでいきます。行政は計画の周知徹底やそれらによる身近な地域での自主的な環境保全活動の支援を行うとともに、各主体間のネットワークづくりによる計画推進母体の整備を図る等、計画推進に参加・協働することのできる仕組みづくりに努めます。

(4) 広域的な連携

遠賀川の保全やディーゼル車排出ガスによる大気汚染の低減や地球温暖化防止等のためには、町域における取組だけでなく、関係機関や環境先進地である北九州市や近隣自治体（北九州連携中枢都市圏）との協調、連携が不可欠です。今後も更なる連携を図り、広域的な施策を推進していきます。

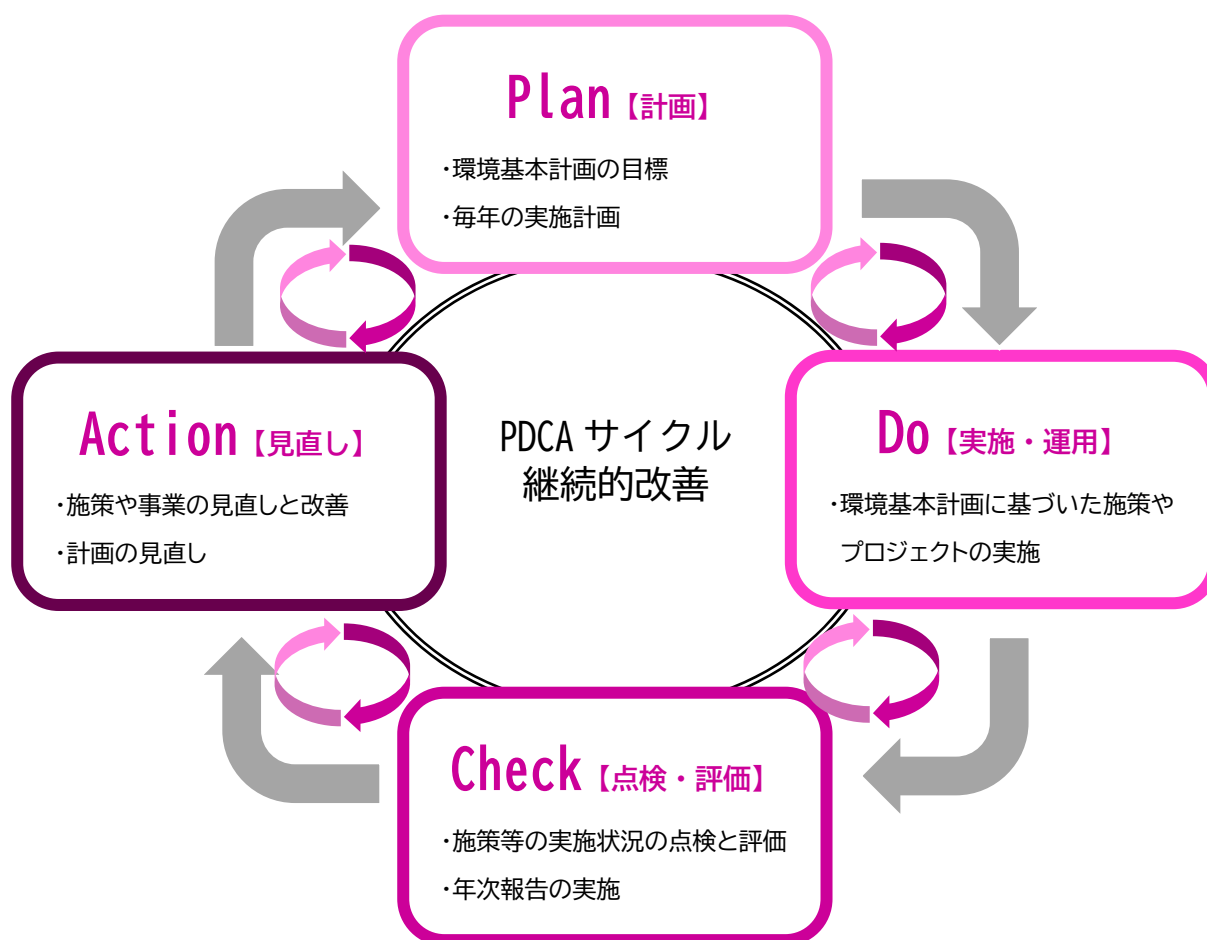
2. 進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、PDCA サイクルにより計画の進行管理を行います。

PDCA とは、Plan (計画)、Do (実施・運用)、Check (点検・評価)、Action (見直し) のことで、これらを繰り返し行っていくことで計画の進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。PDCA の大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル (調整) を確実に行うことで、全体の実効性を高めます。

◆PDCA サイクルイメージ図



(2) PDCAの各ステージにおける進行管理

① Plan（計画）

環境基本計画の進行管理では計画に位置づけられる事業・施策の一つ一つの実績を年次報告書の管理用シートに記入することで進捗の管理を行います。シートには予めその年に実施する予定の主な取組内容を記載しておきます。

② Do（実施・運用）

シートに記入した主な取組内容に基づき作業を実施します。

③ Check（点検・評価）

シートに予め記入した主な取組内容と実施内容を比較し、進捗の点検を行います。当初予定に実績が満たない事業・施策についてはその理由を考察します。

④ Action（見直し）

事業・施策の進捗が予定に比べて著しくかけ離れているものについて、その遅延の原因を取り除くとともに、実施可能な範囲での計画の見直しを行います。また予定に対し、想定以上の進捗が得られた場合にも同様に計画の見直しを行います。

(3) 環境指標

本計画では、計画の評価・検証を行うためのツールとして、環境指標を設定します。環境指標には、事業・施策の効果の状況を確認するための“成果指標”と、事業・施策の進捗を確認するための“進捗指標”の2種類を設定します。

“成果指標”については計画の中間見直し、改定時に点検・評価を行うこととし、“進捗指標”については毎年の点検・評価の対象として進捗確認を行うこととします。本計画に位置づける“成果指標”と“進捗指標”は次ページ以降に示すとおりです。

(4) 計画の進捗状況の公表

環境基本計画の進行管理の結果は年次報告書としてとりまとめ、環境審議会に報告するとともに、広く公表します。

資料編

資料編

1. 策定の経緯

日付	内容
令和7年8月25日	第1回水巻町環境審議会 (諮問、中間見直し概要説明、検討骨子)
令和7年10月15日～10月31日	住民WEBアンケート実施
令和7年11月25日	第2回水巻町環境審議会 (素案説明)
令和8年1月13日～1月26日	パブリックコメントの実施
令和8年2月16日	第3回水巻町環境審議会 (計画最終案の審議)
令和8年3月(予定)	町長答申

2. 水巻町環境審議会委員名簿

選出団体	氏名	所属	備考
学識経験者	松本 亨	北九州市立大学 教授	会長
町議会議員	井手 幸子		
	住吉 浩徳		
行政機関	久門 尚基	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境長	
	石井 安英	水巻町都市計画審議会会長	副会長
	荒巻 和徳	水巻町副町長	
町長が必要と認める者 (校長会)	高川 伸美	杣小学校校長	
町長が必要と認める者 (住民代表)	渡邊 三和子		
	梅田 清春		

3. 水巻町環境審議会条例

平成6年9月30日条例第10号
改正 平成18年1月25日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議等を行うため、水巻町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置し、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水巻町内における環境の保全に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。ただし委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは当該委員は、その職を失うものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査審議するため専門部会を置くことができる。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公害に関する事務を担当する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(公害対策審議会条例の廃止)

- 2 公害対策審議会条例(昭和47年条例第24号)は、廃止する。

附 則(平成18年1月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以降初めての委員改選時から適用する。

4. 用語解説

●あ行

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般家庭から排出される家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（紙などのオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や生活雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

エコアクション 21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。PDCA サイクルの手法を用い、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法。

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術のこと。主な取組には、アイドリング・ストップの励行、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

温室効果ガス

温室効果をもたらす気体のこと。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）が削減対象の温室効果ガスとして定められている。

●か行

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指す。

カーボンフットプリント

カーボンフットプリント（CFP：Carbon Footprint of Products）とは、製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガス排出量を、CO₂排出量に換算した値のこと。

環境基準

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標のこと。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。

環境負荷

人間の活動により環境に加えられる影響であり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。直接的に、あるいは集積・蓄積して、環境悪化を引き起こす排出物質や自然の改変などを指す。

環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、その達成に取り組んでいくための仕組みのこと。エコアクション 21 や ISO14001 がある。外部機関の定めた規格に基づいたシステムを採用し、審査・認証を受けることで、効果的にシステムを運用できるとともに、社会的な評価にもつながるシステム。

気候変動

さまざまな時間スケールにおける、気温、降水量、雲などの変化のことで、気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。近年は石油や石炭などの化石燃料の大量消費に起因する地球温暖化が懸念されており、人為的な要因による気候変動に対する関心が強まっている。

コージェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。火力発電など、従来の発電システムにおけるエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションシステムでは理論上、最大80%の高効率利用が可能となる。

公害防止協定

地方公共団体と大規模工場との間で、公害の未然防止を目的に締結される協定。法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示等を規定している。

光化学オキシダント

自動車や工場・事業場などから排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、大気中で太陽の紫外線を受け、光化学反応を起こして作り出される酸化性物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められた公共利用のための水域や水路のこと。河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれに接続する水路をいう。

●さ行

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差等を利用した自然エネルギーのほか、廃棄物の焼却熱利用、発電等のリサイクルエネルギーを指す。

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在20種類の産業廃棄物が定められている。

次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れている等の特性をもつ環境にやさしい自動車のこと。プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車などがある。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義されている。

循環共生型社会

地下資源依存から地上資源基調へ移行することで、資源を「循環」させることと、人類が生態系の一員として「共生」し、個人・地域や企業・国など様々な主体の取組が広がることにより、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会全体が成長・発展できる社会のこと。

また、国の第六次環境基本計画では、循環共生型社会を地域で具体化するものとして「地域循環共生圏」を位置付けている。

浄化槽

トイレのし尿と併せて台所や風呂などの生活雑排水を処理して、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備で、「合併浄化槽」を指す。

生物多様性

多様な生物の存在を意味し、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

●た行

脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のこと。カーボンニュートラルと同義。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された国の計画。2030（令和12）年に向けた国の温室効果ガス削減目標を掲げるとともに、目標達成のための施策を総合的、計画的に推進していくための方針を記載している。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された生産物や資源（農林水産物やエネルギーなど）をその地域で消費することを指す。

デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。

●な行

燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は水（水蒸気）だけであり、クリーンで、発電効率が高い。燃料電池を使用した機器として、燃料電池自動車、家庭用燃料電池（エネファーム）などがある。

●は行

粉じん

空気またはガスなどに含まれている固体の粒子のこと。大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質と定義されている。

●ら行

リサイクル率

廃棄物や不要品の排出量に対する再使用、再生利用の割合を指す。

●英数字

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のことで、河川の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が高い程、水中の有機物量が多く、汚濁が進んでいることを示す。

LED

発光ダイオード（Light Emitting Diode）の略称。電流を通すと発光する半導体のことで、蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀等の有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないことなどから環境負荷が低い発光体として注目されている。

ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。建物の外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のこと。

4 R (フォーアール)

ごみ減量・リサイクル推進のための基本となる
取組みである、Refuse (リフューズ：発生回避)、
Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユ
ース：再使用)、Recycle (リサイクル：再資源
化) の頭文字をとった呼称。

5. 住民WEBアンケート調査の概要

(1) 調査概要

「第2期水巻町環境基本計画」の中間見直しにあたり、環境施策の進捗状況を把握するため、住民の環境に関する意向や要望等を把握することを目的として実施しました。

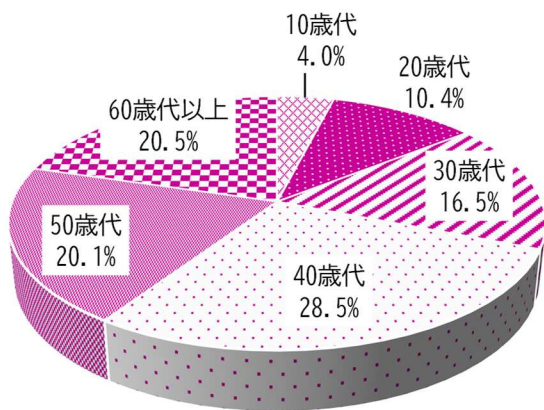
◆アンケートの調査概要

調査期間	令和7年10月15日～10月31日
調査方法	水巻町ホームページにWEBアンケートフォームを開設
周知方法	広報、ホームページ、SNSでの周知 コスモスまつりでのチラシ配布
回答数	249 サンプル

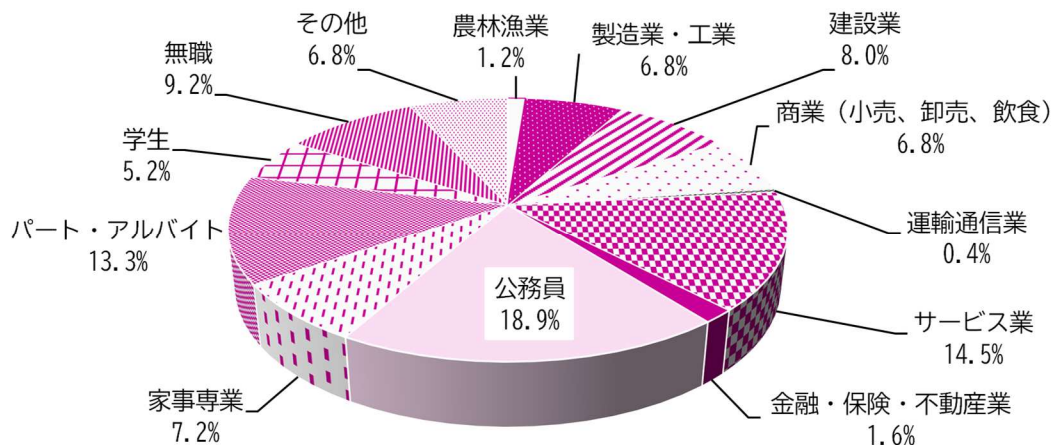
(2) 調査結果

問1 あなた自身について教えてください。

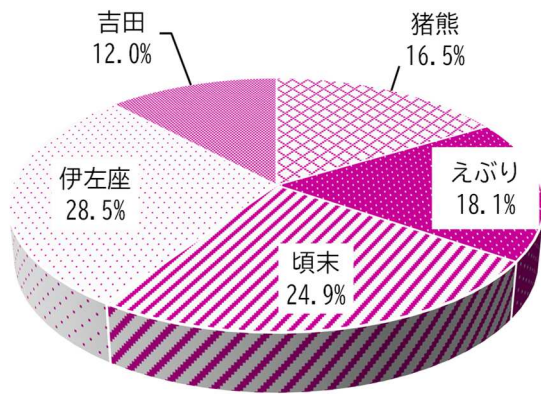
【年齢】



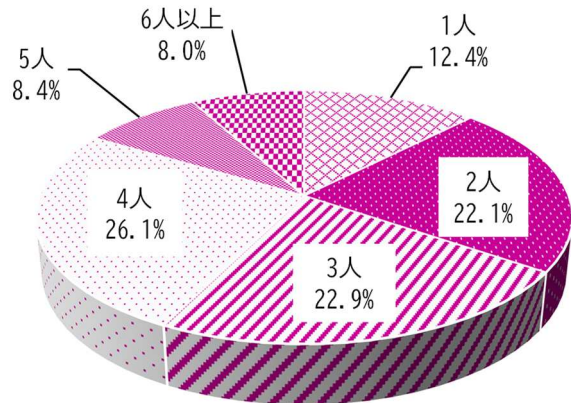
【職業】



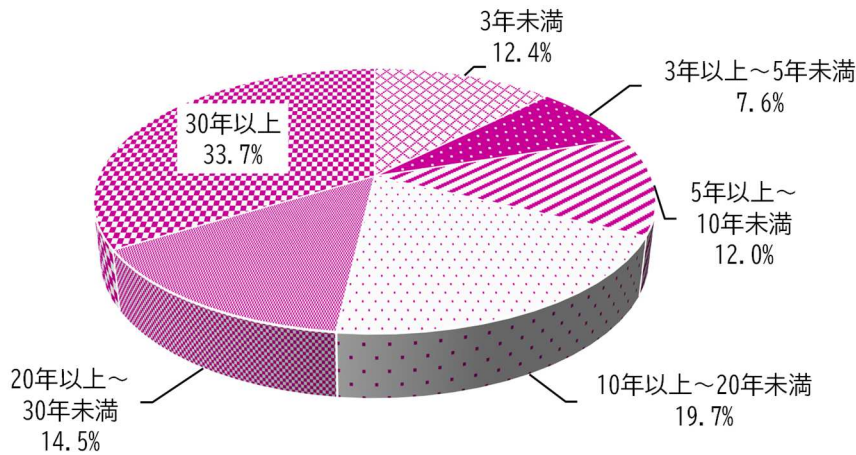
【小学校区】



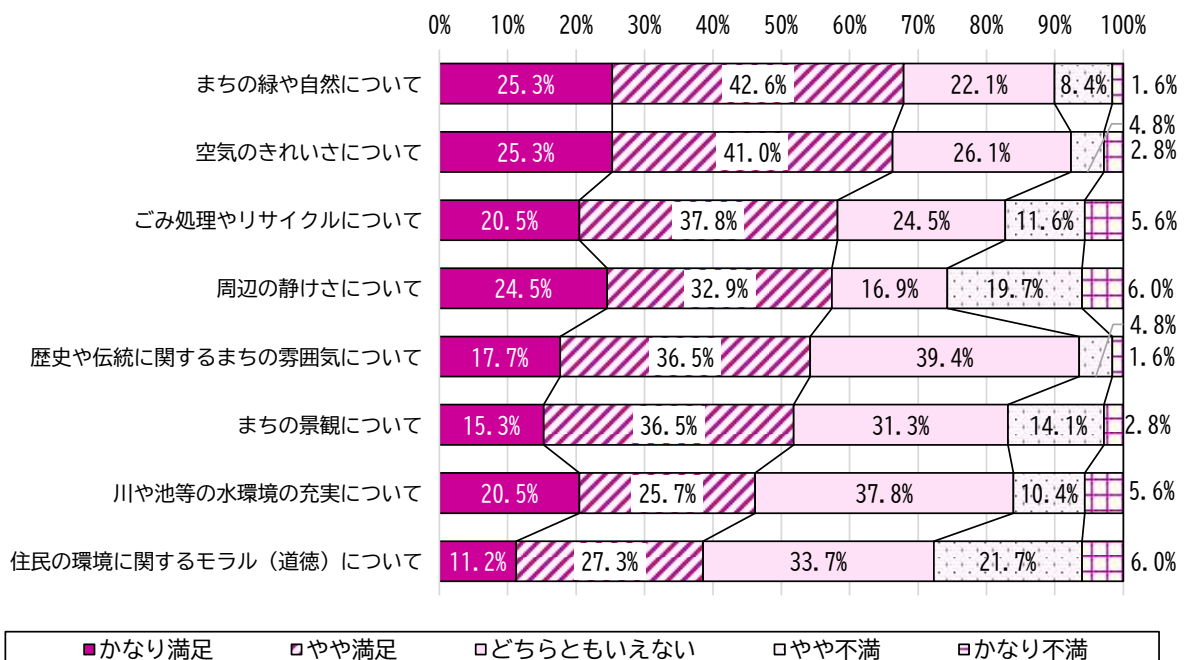
【世帯人員】



【居住年数】

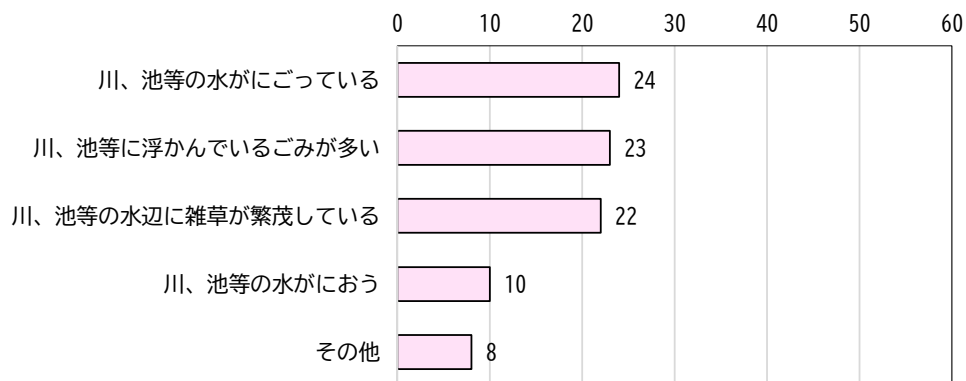


問2 身近な環境の現在の状況についてどのようにお感じですか。「やや不満」、「かなり不満」とお答えの方は、その原因をお答えください。

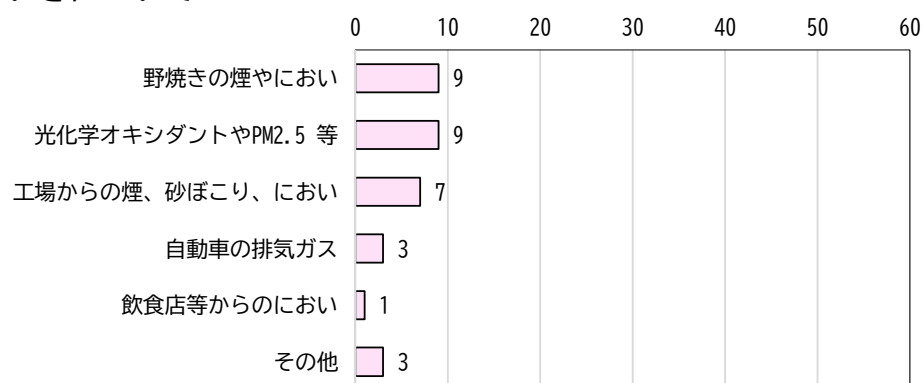


【不満の原因】

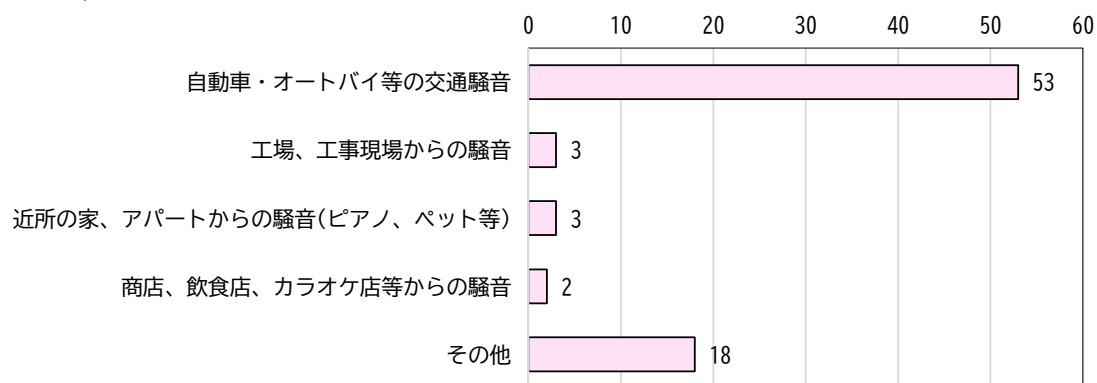
●まちの緑や自然について



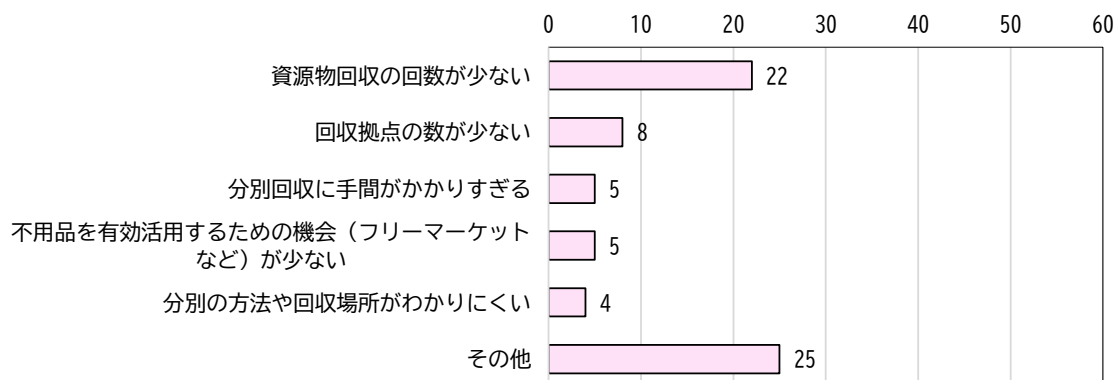
●空気のきれいさについて



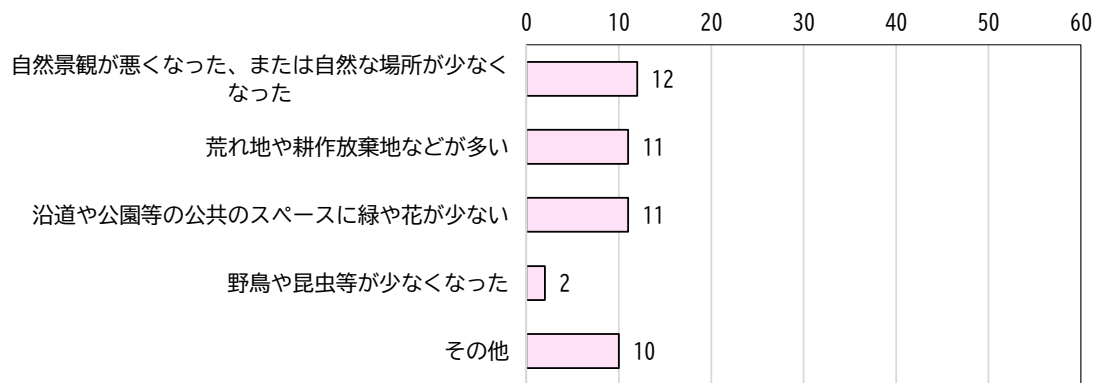
●ごみ処理やリサイクルについて



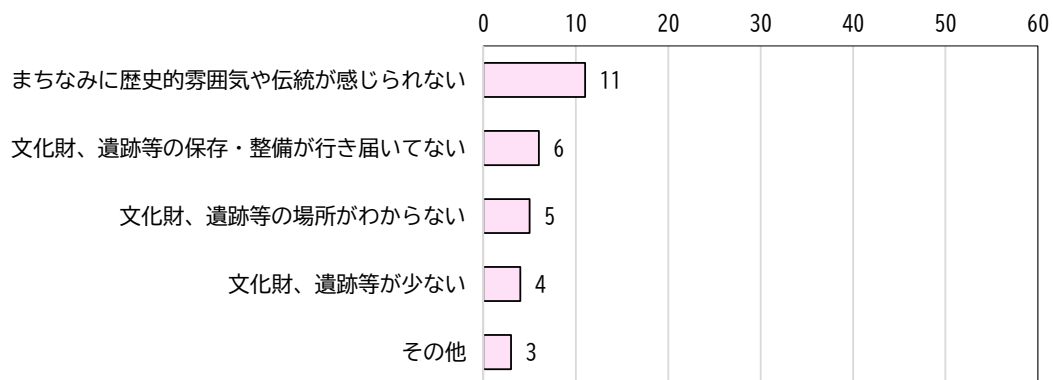
●周辺の静けさについて



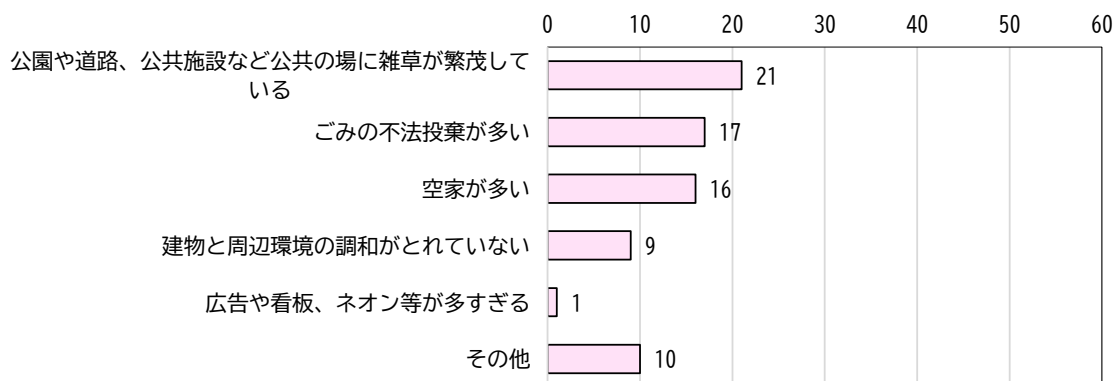
●歴史や伝統に関するまちの雰囲気について



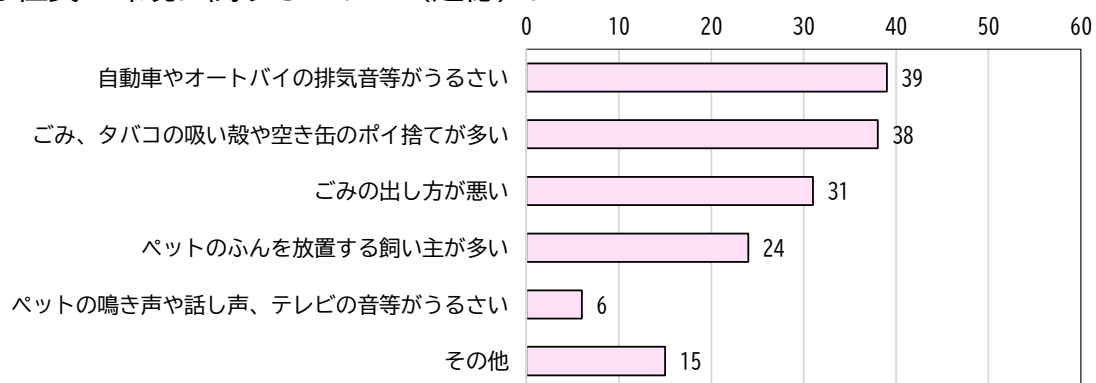
●まちの景観について



●川や池等の水環境の充実について

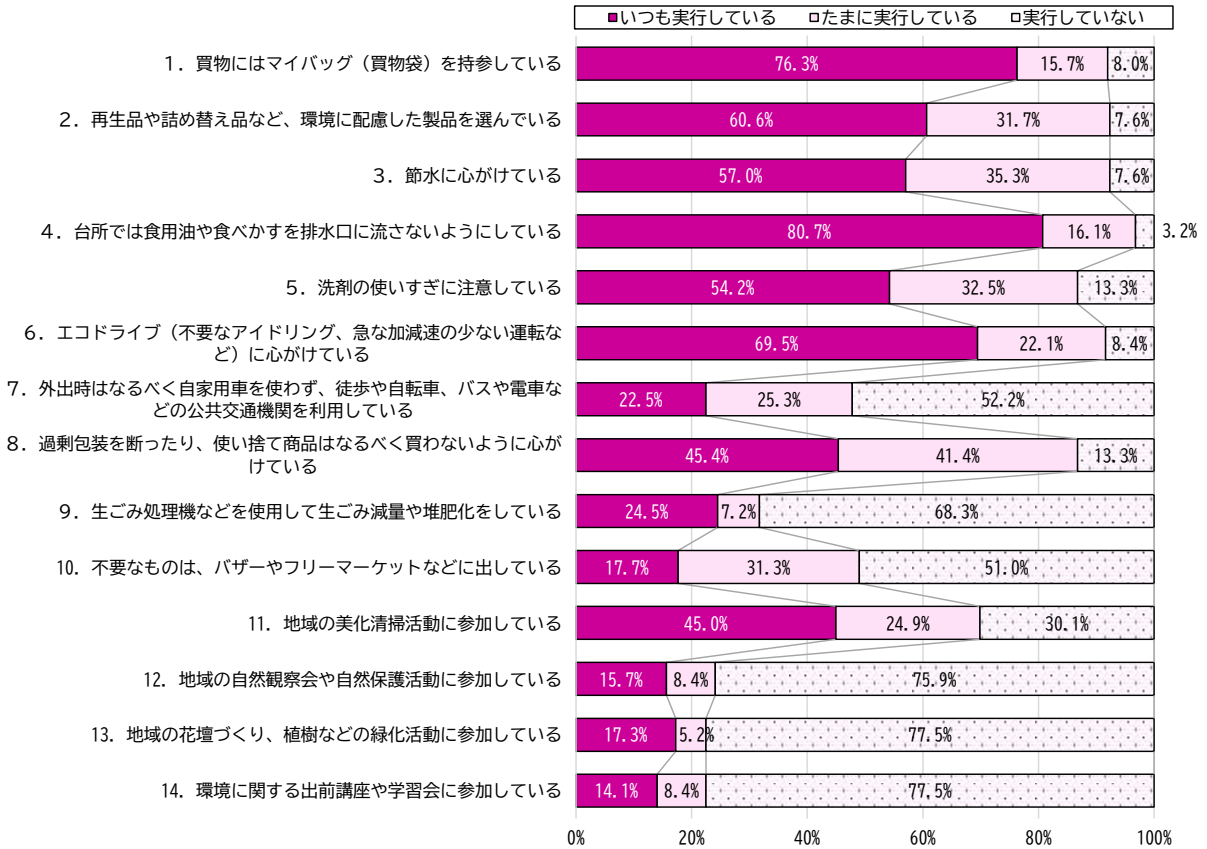


●住民の環境に関するモラル（道徳）について

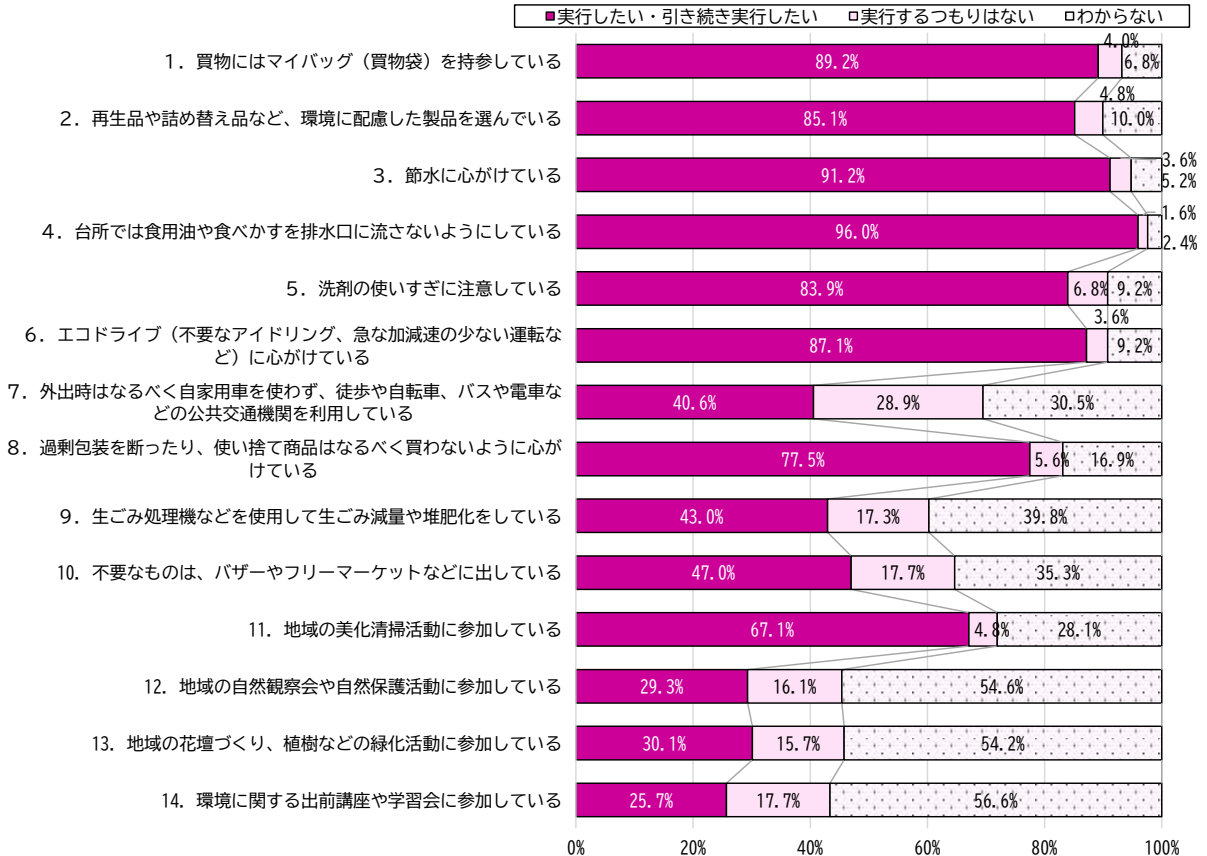


問3 環境保全につながる取組について、現在どの程度実行していますか。また、今後の取組についても教えてください。

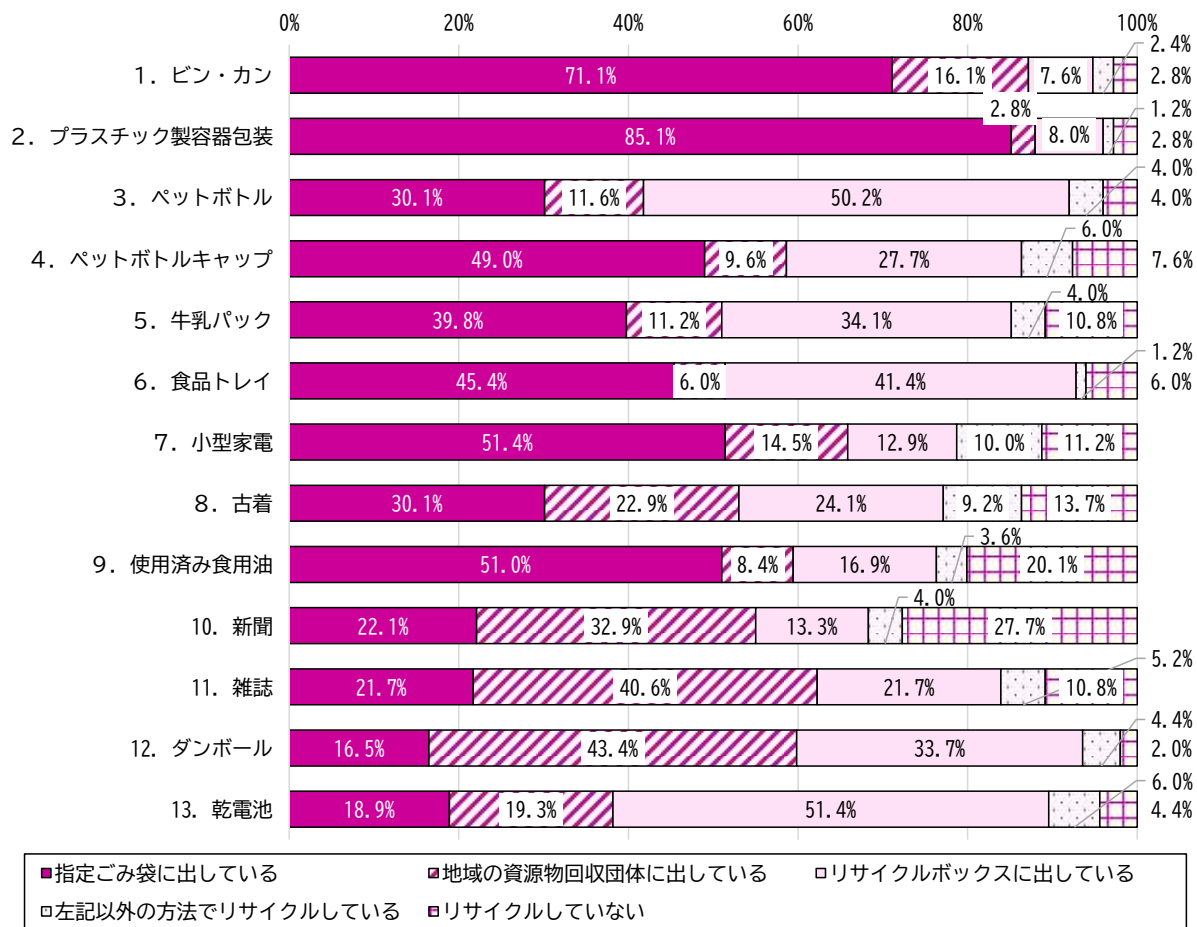
●日常的な取組、ごみ減量・3Rの取組、地域の活動への参加【現在】



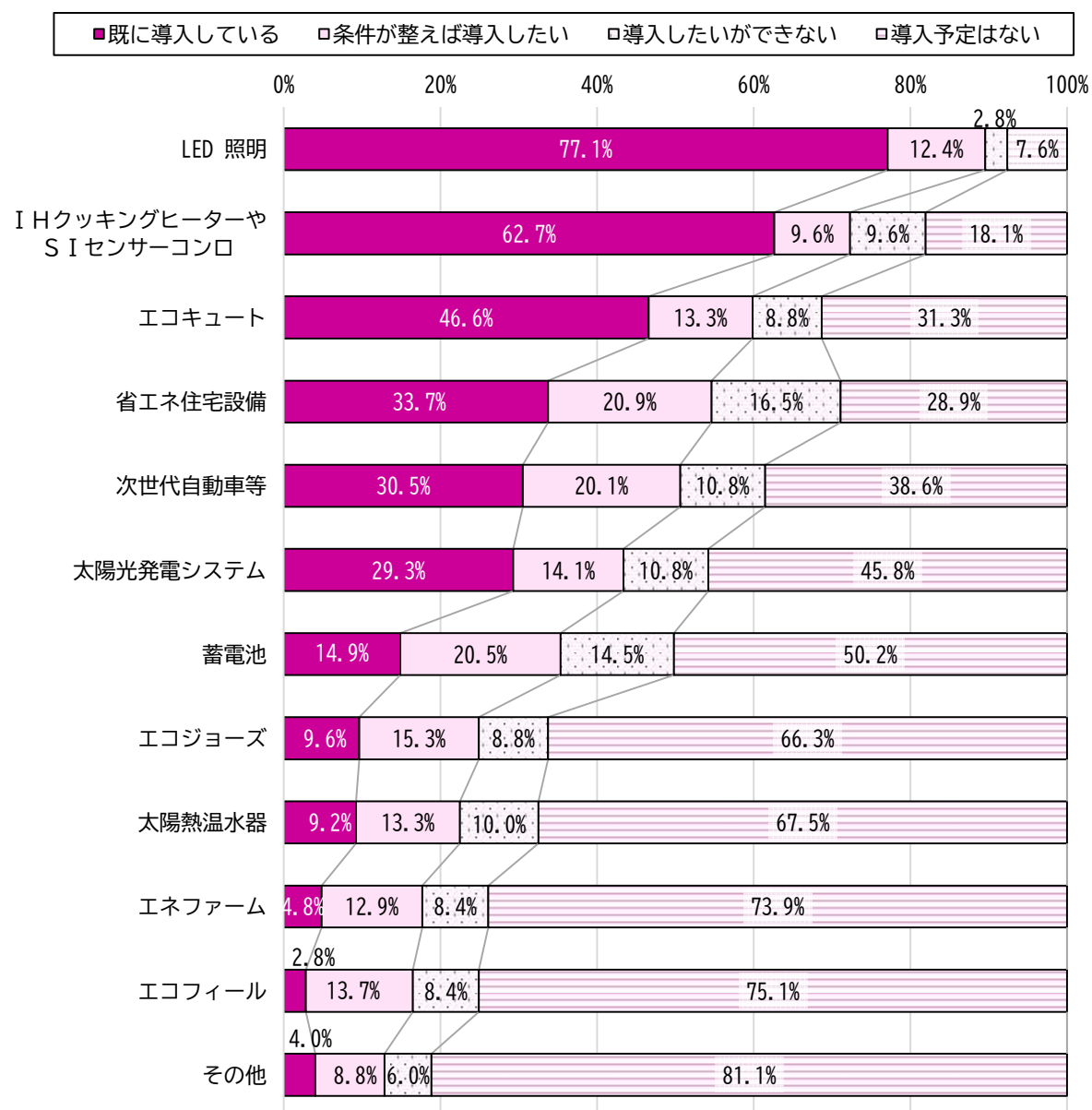
●日常的な取組、ごみ減量・3Rの取組、地域の活動への参加【今後】



●町や地域で進めているリサイクルの取組【現在】

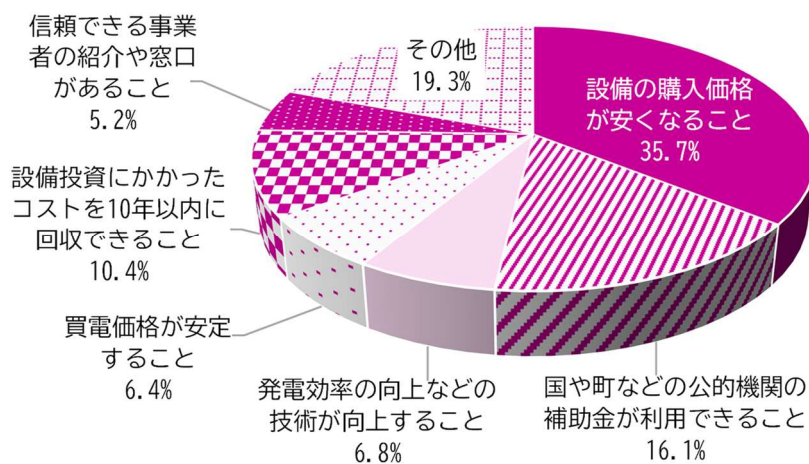


問4 現在、以下の設備を導入していますか？また、導入されていないご家庭では、今後導入しようとお考えですか。



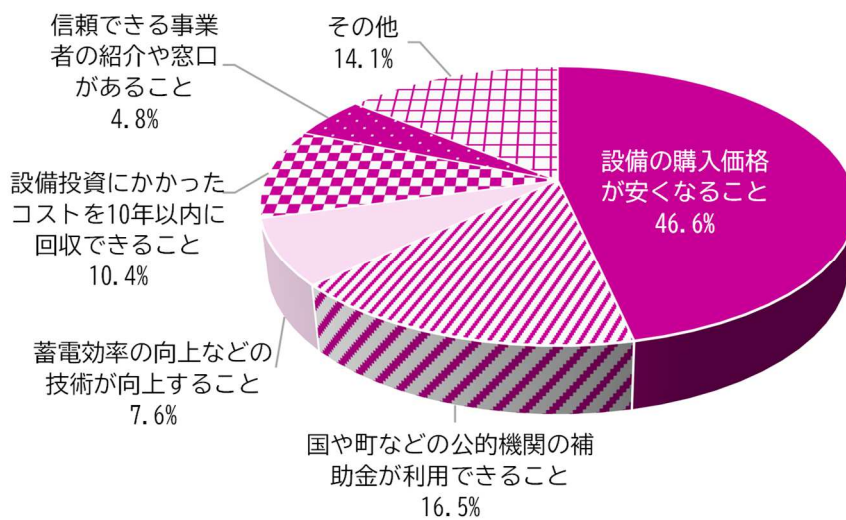
問4ー1 太陽光発電システムの導入について、どのような条件が整えば導入したいと思いますか。

【太陽光発電システム】



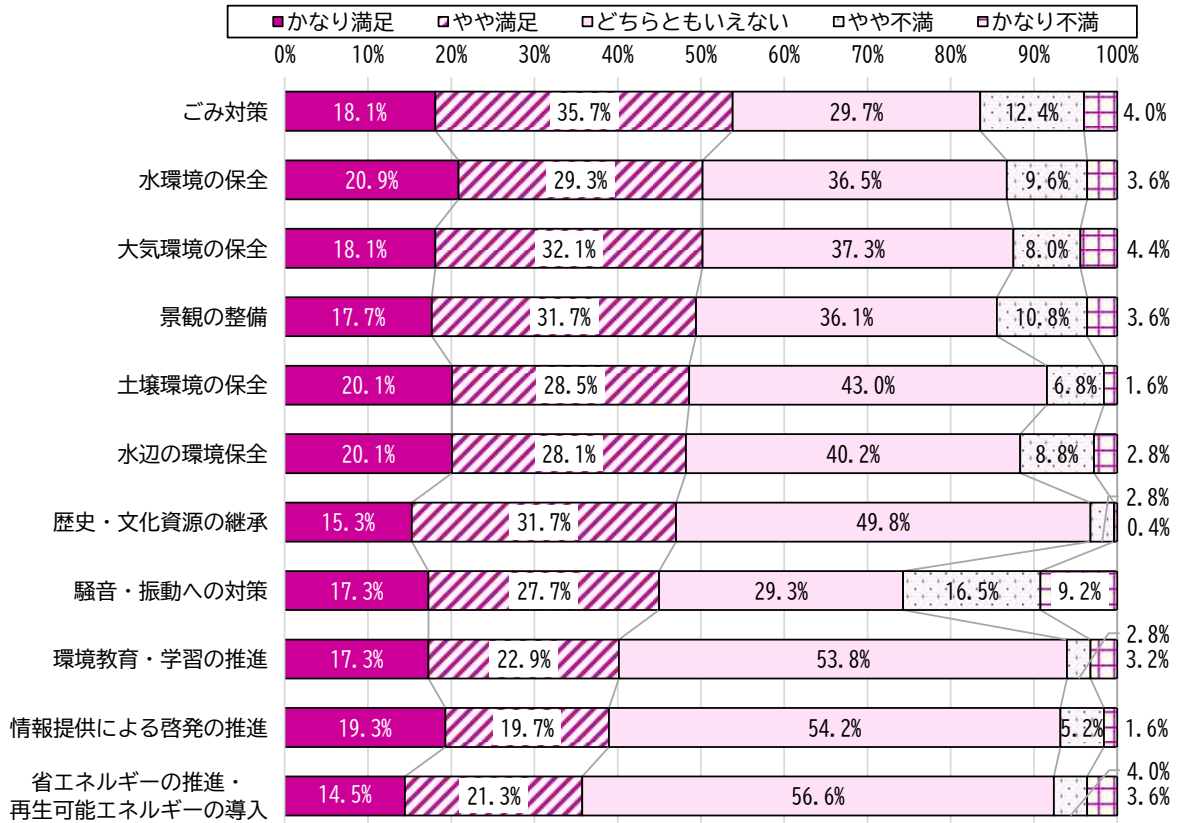
問4ー2 蓄電池の導入について、どのような条件が整えば導入したいと思いますか。

【蓄電池】

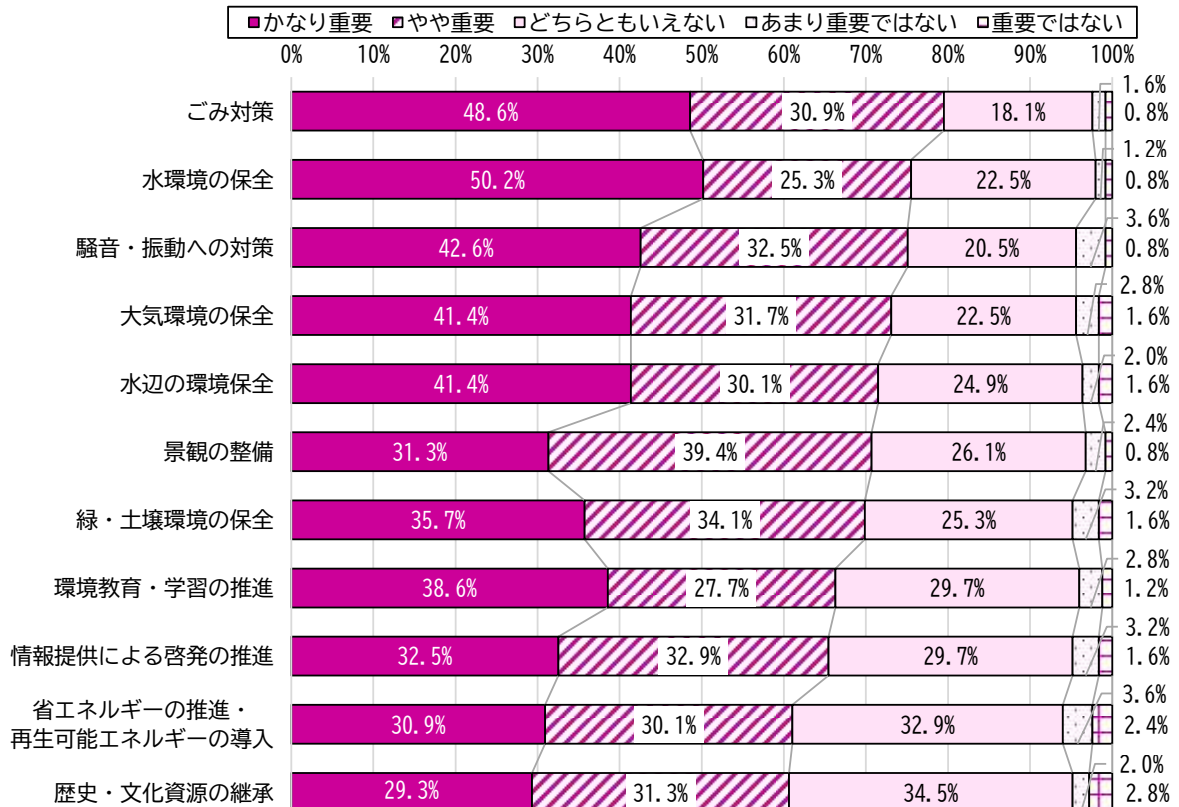


問5 現在の環境基本計画では、4つの環境と1つの行動を定め、環境を良くするための取組を行ってきました。それぞれの取組について、どのくらい満足していますか。また、それはどのくらい重要とお考えですか。

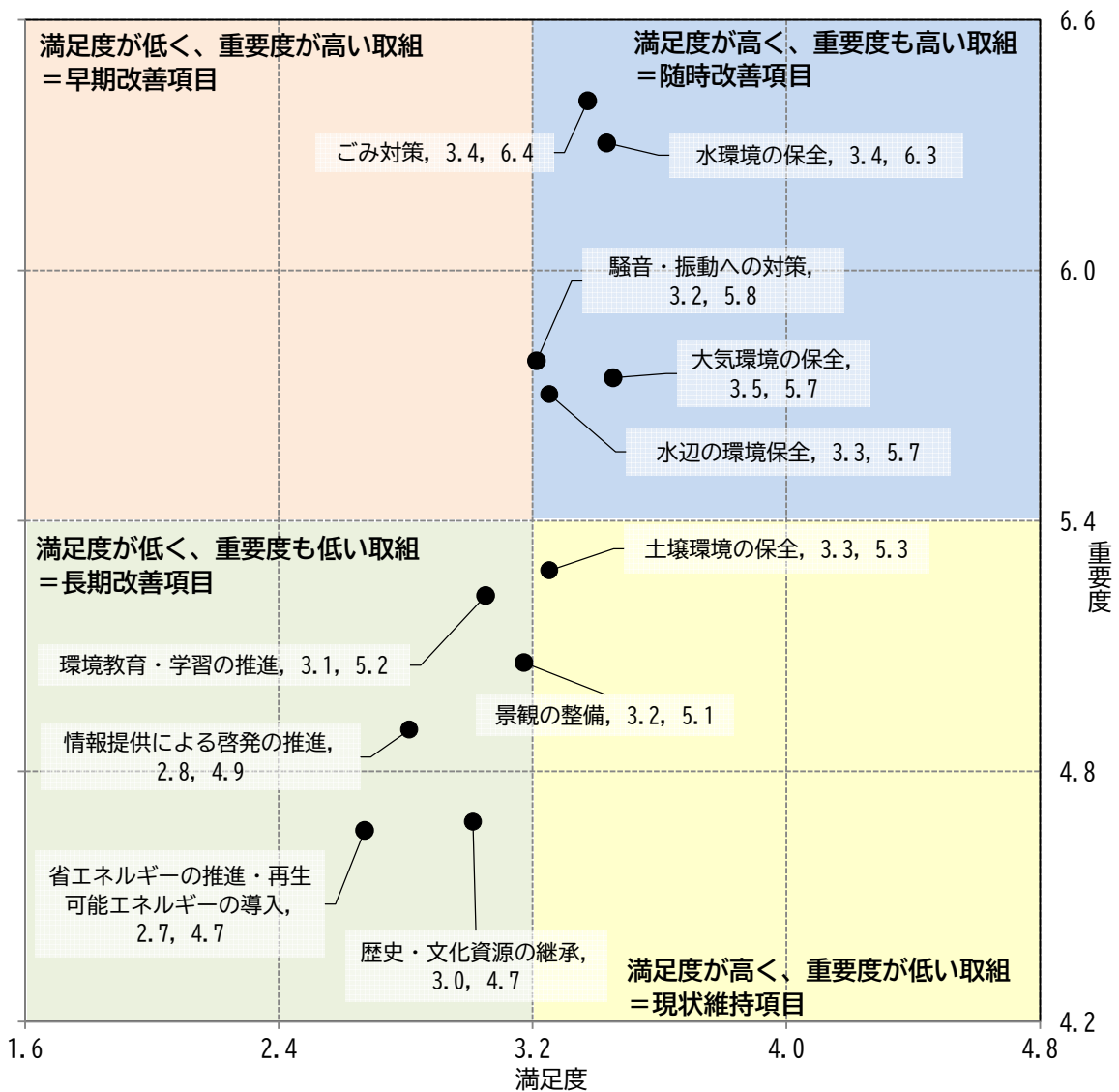
【満足度】



【重要度】



【ポートフォリオ分析】



●満足度・重要度の平均評価点の算出方法

$$\text{平均評価得点} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{「かなり満足・重要」の回答者数} \times 10 \text{点} \\ \text{「やや満足・重要」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 0 \text{点} \\ \text{「やや不満・あまり重要でない」の回答者数} \times (-5 \text{点}) \\ \text{「かなり不満・重要でない」の回答者数} \times (-10 \text{点}) \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{「かなり満足・重要」、「やや満足・重要」、「どちらともいえない」、「やや不満・あまり重要でない」、「かなり不満・重要でない」の回答者数} \end{array} \right)}$$



水巻町公式マスコットキャラクター

みずまる

第2期 水巻町環境基本計画
(中間見直し計画)
令和8年3月

発行 水巻町役場 産業環境課 環境係
〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号
HP <https://www.town.mizumaki.lg.jp/>